

欧米先進国における中小企業向け 政策金融の民業補完について

(スペイン)

～間接融資の課題と保証制度の工夫～

- ・ 中小企業の概要と資金調達環境
- ・ 中小企業向け政策金融
- ・ 保証制度の仕組み
- ・ 政策金融機関に対する意見、評価
- ・ 政策金融の民業補完

はじめに

このレポートは、直接融資、間接融資及び再保証など多様な手法が展開されているスペインの中小企業政策金融制度を詳細に調査したものである。

本調査では、各政策金融機関及び政府が実施するこれらの制度の実績や利用条件を踏まえて政策金融制度の全体像を明らかにしたうえで、民業補完の工夫をまとめた。

本調査の実施及びレポートを取りまとめるうえで留意した点は以下のとおりである。

(1) 「民業補完」の仕組みに着目

2004年度に実施した調査「欧米主要国の中小企業向け政策金融」(フランス、ドイツ、米国、英国)では、制度の違いを生み出す背景に着目したが、本調査では、民業補完の仕組みに着目した。

(2) 欧州主要国唯一の全額保証制度と限定的な再保証制度に着目

スペインの相互保証協会は、欧州主要国で唯一全額保証を実施している。一方、相互保証協会に対する政策金融機関の再保証は、我が国と同様に、包括的リスクカバーの制度を採用しているものの、再保証割合が低く利用条件が厳しいなどユニークな特徴がある。相互保証、再保証制度においては、特にこれらの点に着目して調査を実施した。

(3) 各当事者からのヒアリングによる情報の補足

政策金融機関だけでなく民間保証機関、中小企業、中小企業団体、政府(監督官庁)及び民間金融機関の各当事者から、幅広くヒアリングを行うことで、政策金融機関に対する評価など資料・文献では得られない情報を補足した。

なお、本レポートは調査委託先である株式会社野村総合研究所、当公庫総合研究所の研究顧問である中央大学根本忠宣教授及び当公庫総合研究所との共同調査研究という形をとった。

(総合研究所 欧米政策金融プロジェクトチーム 田原宏 広瀬実樹)

要 旨

スペインの政策金融は、民間金融機関を介在させる間接融資、リスクが高い一方で高い成長が見込まれる企業への直接融資、そして非営利の民間保証機関による保証業務を補完するための再保証によって構成されている。

間接融資は、低利な資金で中小企業の設備投資を促し、民間金融機関との協調融資によって民業を補完している。しかし、融資のリスクは民間金融機関が負うため、民間金融機関は貸倒れリスクの低い優良先への融資を志向する問題が指摘されている。

再保証は、政策金融機関が保証機関からの再保証料を徴求していないため、構造的に発生する損失を国が負担する仕組みとなっている。ただし、平均 35%と低い再保証割合と民間保証機関の代位弁済の多寡に基づいて、再保証の限度額が保証機関ごとに設定されているなど、民間への規律づけを意識した設計となっている。

○中小企業向け政策金融の全体像

スペインの中小企業向け政策金融は、間接融資、直接融資、そして再保証の各スキームで構成されている。

中小企業向け間接融資の実施主体は、スペイン金融公庫（以下、ICO）である。ICO の間接融資規模は年額 40 億ユーロであり、中小企業向け政策金融で主要な地位を占めている。

直接融資については、技術革新会社（以下、ENISA）がその役割を担っている。ただし、直接融資規模は、年額 1,300 万ユーロであり、間接融資規模と比べて規模は小さい。

スペインでは、民間の非営利組織である相互保証協会（以下、SGR）が、民間金融機関による中小企業向け融資に対して全部保証を行っている。政策金融としては、この SGR の保証に対して再保証会社（以下、CERSA）が部分再保証を行っており、その規模は年額 4 億ユーロである。

○スペインの相互保証制度の仕組み

スペインの中小企業金融の特徴として、SGR による民間金融機関向けの保証制度が発達している点を挙げるができる。

SGR は中小企業向け融資に対する保証を目的とする、中小企業や商工会議所等からの出資による民間の非営利組織であり、国内に 22 設置されている。そのうちの 20 は、スペインの各州に置かれ、州内に限定して保証業務を行っている。

SGR の保証割合は常に 100%である。保証は、設備投資向けの融資だけでなく通常の運転資金、借換のための運転資金の融資についても対象となる。SGR と民間金融機関は協定を結んでおり、SGR の保証付融資に関しては、民間金融機関は中小企業への貸出金利を低利にする必要がある。

SGR の保証残高は増加傾向にある。全 SGR による保証実績は、1995 年時点では 7.8 億

ユーロであったが、2004年時点では33.1億ユーロまで増加している。

○ICO（スペイン金融公庫）による民業補完

ICOは国の政策金融機関であり、間接融資を通じて、民間金融機関による中小企業向け融資が一定の規模となるよう支援している。間接融資の規模は年間で総額40億ユーロであり、融資先の中小企業は56,990社であるため、ICOの支援は相応の規模を有するといえる。

ICOは投資額の最大70%までしか間接融資の対象にしないため、ほとんどの融資が民間金融機関との協調融資となる。すなわちICOは、協調融資全体のコーディネーターやリスクテイクを民間に任せつつ、中小企業には低利の資金を供給して設備投資を喚起することで民業を補完している。

ただし、融資先に対するリスクは民間金融機関が負うことから、民間金融機関は貸倒れリスクの低い優良先への融資を志向する問題が指摘されている。

○ENISA（技術革新会社）による民業補完

ENISAは、資本参加型融資により、中小企業を支援することを目的とする国の政策金融機関である。資本参加型融資とは、支払順位が他のどの無担保の債権者よりも低く（すなわち劣後ローン）、10年間の融資に対して返済猶予期間が最長8年と長い点等を特徴とする融資である。

ENISAは、高い成長が見込まれるものの、リスクが高く民間金融機関では融資しにくい中小企業に対して資本参加型融資を行っている。

融資実績（件数）は、30件（2004年）と少ないものの、取締役会への参加や長い返済猶予期間など、長期間を前提とした支援を行っている。

○CERSA（再保証会社）による民業補完

CERSAは、SGRが中小企業に供与する保証を、さらに部分保証によって補完する国の再保証機関である。中小企業向け融資が債務不履行となり、SGRが銀行に対して弁済する場合、SGRはCERSAとの契約に基づく分担割合（30～75%）をCERSAに求償する。

CERSAは、中小企業の貸倒れリスクをSGRとシェアすることで、SGRの活動を促している。また、CERSA自体は国の機関であるため破綻の恐れはほとんどないことから、CERSAによるSGRへの再保証債務はほぼ確実に履行される。そのため、SGRは安定して保証業務を実施することができる。ただし、CERSAはSGRに対して手数料を徴求せず、再保証にかかる事業収入がないため、発生する損失を政府が補填する仕組みになっている。

また、CERSAはSGRの代位弁済の多寡に基づいて、SGRごとに1件当たりの再保証限度額を設定している。これにより、CERSAは、SGRに対して過大なリスクをとることがないように規律づけをしている。

<目 次>

1. 中小企業の概要と資金調達環境	0
1) スペインの概要	1
2) 中小企業の概要	1
(1) 中小企業の定義	1
(2) 産業構造と中小企業のプレゼンス	2
3) 中小企業の資金調達	4
(1) 中小企業の財務構造	4
(2) 中小企業の資金ニーズと資金調達状況	4
4) 中小企業を取り巻く金融市場	5
(1) 金融システムの概要	5
(2) 各金融機関の概要（政策金融機関を除く）	6
2. 中小企業向け政策金融	7
1) 中小企業向け政策金融の全体像	7
(1) ICO（スペイン金融公庫）による間接融資	7
(2) ENISA（技術革新会社）による資本参加型融資の実施	8
(3) CERSA（再保証会社）による再保証	8
(4) EIB（欧州投資銀行）によるグローバル・ローン	8
2) 政策金融の残高、規模	10
3) 主要な政策金融機関	10
(1) ICO（スペイン金融公庫）	10
(2) ENISA（技術革新会社）	19
3. 保証制度の仕組み	29
1) 保証制度の概要	29
2) 相互保証制度	29
(1) 相互保証の仕組み	29
(2) SGR（相互保証協会）	31
3) 再保証制度	41
(1) 再保証の仕組み	41
(2) CERSA（再保証会社）	41
4. 政策金融に対する意見、評価	49
1) 民間金融機関からの意見、評価	49
2) 中小企業からの意見、評価	49
3) CESGAR（相互保証協会連合会）からの意見、評価	50

5. 政策金融の民業補完	51
1) ICO (スペイン金融公庫)	51
(1) 間接融資を通じた中小企業向け融資の量的補完.....	51
(2) 低利の協調融資による民業補完.....	51
2) ENISA (技術革新会社)	51
(1) 資本参加型融資によるリスクの高い成長企業への支援.....	51
3) CERSA (再保証会社)	51
(1) 政府のコスト負担による再保証の実施.....	51
(2) 政府による損失補填とリスクシェアリング.....	51
(3) SGR (相互保証協会) の実績に基づく案件あたり再保証限度額の設定.....	52
参考文献一覧.....	53

1. 中小企業の概要と資金調達環境

1) スペインの概要

スペインは人口約 4,272 万人 (2003 年 12 月時点)、面積が 50.6 万 km² (日本の約 1.3 倍) の国である。

スペインの GDP は 2004 年時点で 8,373 億ユーロ (約 118 兆 059 億円¹⁾ となっている。近年は、安定的な経済成長率を維持しつづけており (2004 年において 2.4%)、良好な経済状況を保っている。スペインは EU 加盟国として、通貨統合への参加など、EU との関係を軸に経済政策を展開している。

主要産業は、食品加工、化学品、自動車、観光産業である。輸出総額は 138 億ユーロ (2002 年) (約 1 兆 7,388 億円) であり、主要輸出項目としては、自動車、エンジン類、電気機器、プラスチック製品がある。

図表 1 スペインの概況

人口	約 4,272 万人 (2003 年 12 月時点)
面積	50.6 万 km ²
GDP	8,373 億 1,600 万ユーロ (2004 年)
主要産業	食品加工、化学品、自動車、観光産業
経済成長率	2000 年 4.2% 2001 年 2.8% 2002 年 2.0% 2003 年 2.4% 2004 年 2.4%

出所 外務省 (GDP 及び経済成長率の一部についてはスペイン統計研究所 (INE))

2) 中小企業の概要

(1) 中小企業の定義

スペインは EU 加盟国として、欧州委員会による中小企業の定義を採用している。中小企業向け政策金融においても、各関係機関は欧州委員会の中小企業の定義に倣っている。

欧州委員会における中小企業の定義は、図表 2 のとおりである。

¹ 円換算には 2004 年末時点のレートである 1 ユーロ=141 円を用いた。以降の本文中において円表示を行う場合は、下記のレートを用いることとする。

- ・ 2005 年のデータ : 1 ユーロ=140 円 (2005 年 12 月末時点)
- ・ 2004 年のデータ : 1 ユーロ=141 円 (2004 年 12 月末時点)
- ・ 2003 年のデータ : 1 ユーロ=135 円 (2003 年 12 月末時点)
- ・ 2002 年のデータ : 1 ユーロ=126 円 (2002 年 12 月末時点)
- ・ 2001 年のデータ : 1 ユーロ=117 円 (2001 年 12 月末時点)
- ・ 2000 年のデータ : 1 ユーロ=108 円 (2000 年 12 月末時点)
- ・ 1999 年のデータ : 1 ユーロ=103 円 (1999 年 12 月末時点)

(出所 日本銀行「外国為替相場」『金融経済統計』)

図表 2 EUにおける中小企業の定義

企業規模分類	従業者規模	かつ	どちらか	
			売上高	総資産額
マイクロ企業	0-10 人未満		200 万ユーロ以下	200 万ユーロ以下
小企業	10-49 人		1,000 万ユーロ以下	1,000 万ユーロ以下
中企業	50 人-249 人		5,000 万ユーロ以下	4,300 万ユーロ以下
中小企業	250 人未満		5,000 万ユーロ以下	4,300 万ユーロ以下

出所 欧州委員会

(2) 産業構造と中小企業のプレゼンス

①中小企業数

政府の統計機関であるスペイン統計研究所 (Instituto Nacional del Estadística : 以下、INE) の調査によれば、2004 年におけるスペインの中小企業数は、293 万 8,464 社である。

このうち、マイクロ企業 (従業員数 10 名未満) が約 276 万社、小規模企業 (従業員 10 人~49 人) が約 15 万社、中規模企業 (従業員 50 人~249 人) が約 2 万社となっている。

なお、同じ時点での大企業数は 3,878 社であることから、企業数ベースでの中小企業の割合は 99.8% である。

②中小企業の従業員数

次に、中小企業の従業員数については、欧州委員会の「2003 年ヨーロッパ中小企業白書」によれば、2003 年時点で 1,277 万人である。なお、大企業の従業員数が 287 万人であることから、中小企業の従業員数の割合は 81.6% となる。

③中小企業の創業・廃業の状況

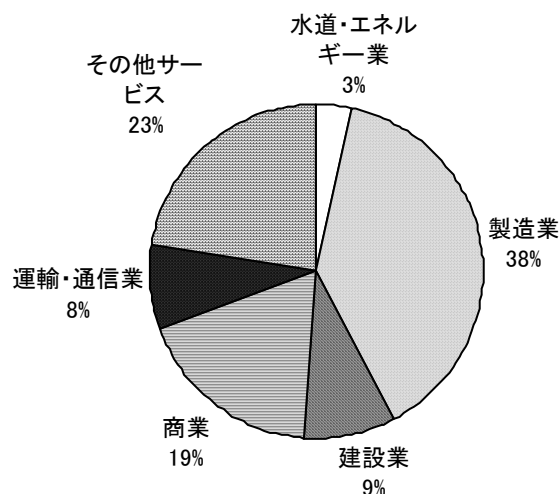
INE の調査によれば、2002 年の年初から 2003 年の年末までの間に、23 万 1,525 社の中小企業が創業している。この期間の中小企業の増加率は年間 8.5% であった。

また、2004 年における創業・廃業の状況については、37 万 4,000 社の企業が創業する一方で、25 万 1,000 社の企業が廃業している。

④中小企業に関する産業構造

付加価値ベースでの、中小企業の産業構造については、製造業が全体の 38% ともっとも高い割合を占めている。次いで、サービス業 (23%)、商業 (19%) の占める割合が高い。

図表 3 ス페인における中小企業の産業別付加価値構成比（2002年）



出所 BACH Database²

また、INE による分野別の中小企業数（及び大企業数）は図表 4 のとおりである。企業規模は、経済分野によって大きく異なっている。大企業は製造業及びサービス業に多い。一方で、大企業を上回る数の中小企業がサービス業に関わっている。

図表 4 中小企業に関する産業構造（2004年時点）

	マイクロ企業 ～9人	小企業 10～49人	中企業 50～249人	中小企業 249人まで	大企業 250人以上	合計
農林業・鉱業	2,159	686	101	2,946	12	2,958
建設業	354,047	33,249	3,533	390,829	317	391,146
製造業	196,457	37,161	5,930	239,548	1,033	240,581
運輸・通信	222,358	8,361	1,075	231,794	211	232,005
エネルギー	3,759	260	91	4,110	57	4,167
サービス業	1,986,713	71,789	10,735	2,069,237	2,248	2,071,485
合計	2,765,493	151,506	21,465	2,938,464	3,878	2,942,342

出所 スペイン統計研究所（INE）

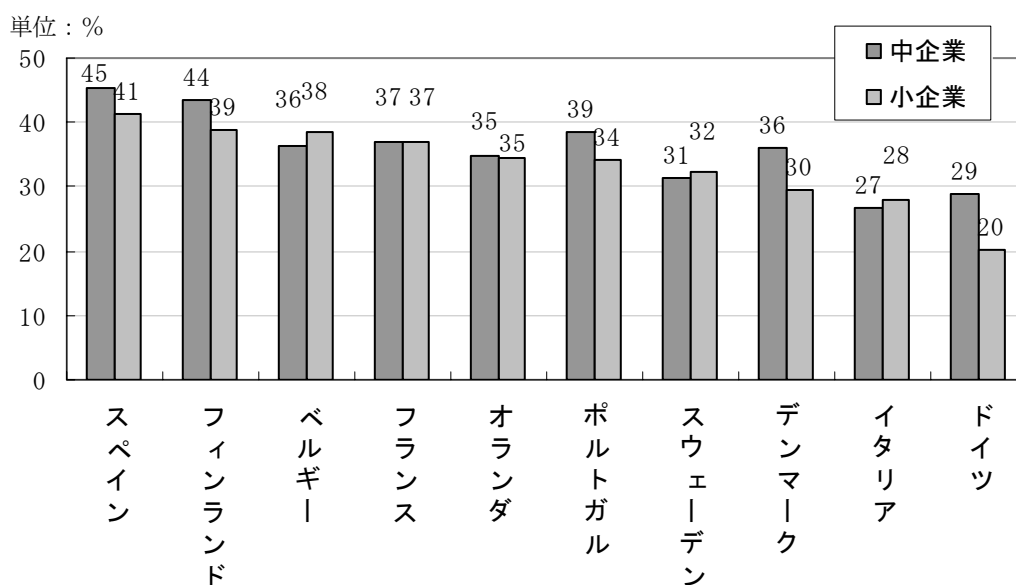
² BACH（Bank for the Accounts of Companies Harmonised） Database とは、11 の EU 加盟国、日本、及びアメリカの企業に関する、欧州委員会提供の情報データベースである。BACH Database で採用されている中小企業の定義は、2004 年以前の欧州委員会の中小企業の定義である。具体的には、売上高 4,000 万ユーロ以下（内、小企業は 700 万ユーロ以下）、総資産額 2,700 万ユーロ（内、小企業は 500 万ユーロ）である。

3) 中小企業の資金調達

(1) 中小企業の財務構造

スペインの中小企業（製造業）の自己資本比率は、およそ4割強の水準である。欧州委員会のデータベース「BACH Database」が対象とする11のEU加盟国のうち、スペインの中小企業の自己資本比率はもっとも高い水準にある。

図表5 欧州主要国における中小製造業の自己資本比率（2000年）

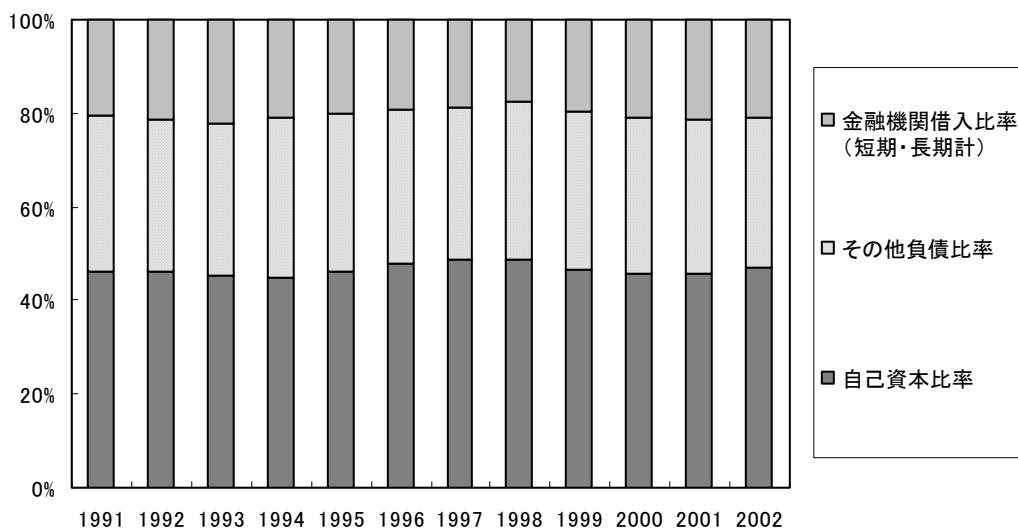


出所 BACH DataBase

(2) 中小企業の資金ニーズと資金調達状況

スペインの中小企業（製造業）の自己資本比率は、他のEU加盟国と比べて高い水準にあるが、一方で、金融機関借入比率も20%程度の割合で推移している。

図表 6 ス페인における中小企業（製造業）の資金調達構造の推移



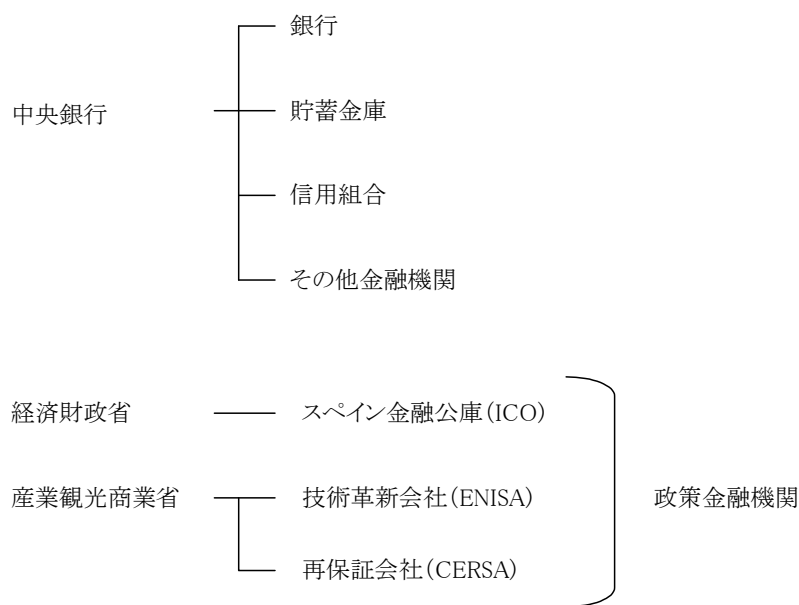
出所 BACH DataBase

4) 中小企業を取り巻く金融市場

(1) 金融システムの概要

スペインの金融システム（ここでは証券部門及び保険部門は除く）はユニバーサル・バンキングとしての特徴を持つ。すなわち、金融部門の間に垣根がなく、銀行・証券・保険業務への参入は自由である。

図表 7 ス페인の金融システム（証券部門及び保険部門を除く）



出所 NRI 作成

(2) 各金融機関の概要（政策金融機関を除く）

①銀行

スペインには、2001年時点で92の銀行が存在する。そのうち、外国銀行は56行である。

1990年代からの銀行業界における再編により、都市銀行は、ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行（以下、BBVA）と、サンタンデール・セントラルイスパノ銀行（以下、BSCH）の2つのメガバンクに集約された。

BBVAはアルヘンタリア・グループとして、民営化された旧政府系銀行が集約されたのちの1999年にビルバオ・ビスカヤ銀行と合併したものである。BSCHは、同じく1999年に国内で最大規模の銀行であったサンタンデール銀行が、国内第4位の規模のセントラルイスパノ銀行と合併したものである。

BSCHの2004年末時点の総資産は、5,047億ユーロ（約71兆1,627億円）である。なお、この数字は、2004年にBSCHが吸収したイギリスの銀行であるアビー・インターナショナルの資産を含んでいない。BBVAについては、同じく2004年末時点の総資産は3,110億ユーロ（約43兆8,510億円）である。BBVAとBSCHのスペインの金融機関全体の資産に占めるシェアは、2002年においてBBVAが17.9%、BSCHが16.1%、合わせて34.0%である³。

②貯蓄金庫

貯蓄金庫は、非営利の金融機関であり、2001年時点で47行が各地に立地している。貯蓄金庫は預金貸付業務を行っている。

③信用組合

信用組合は、各組合の構成員からの預金を受けて、組合員向けの融資などを行っている。2001年時点で45行がある。

④その他金融機関

その他、割賦販売、リーシング、ファクタリングなどを行う非銀行系金融機関が存在する。

³ EL PAIS ANUARIO 2002 のデータに基づく。

2. 中小企業向け政策金融

1) 中小企業向け政策金融の全体像

スペインの中小企業向け政策金融は、間接融資、直接融資、そして再保証の各スキームで構成されている。

中小企業向け間接融資の実施主体は、スペイン金融公庫（*Instituto de Crédito Oficial*：以下、ICO）である。ICOの間接融資規模は、年額40億ユーロ（承認ベース：2005年）（約5,600億円）であり、スペインの中小企業向け政策金融において主要な地位を占めている。

中小企業向けの直接融資については、技術革新会社（*Empresa Nacional de Innovación, S.A.*：以下、ENISA）がその役割を担っている。ただし、直接融資規模は、年額1,300万ユーロ（承認ベース：2004年）（約18億円）であり、ICOの間接融資規模と比べて小さい。

スペインでは、民間の非営利組織である相互保証協会（*Sociedades de Garantía Recíproca*：以下、SGR）が、民間金融機関による中小企業向け融資に対して全部保証を行っている。政策金融としては、このSGRの保証に対して再保証会社（*Compañía Española de Reafianzamiento S.A.*：以下、CERSA）が部分再保証を行っている。

この他、地方政府が中小企業向け政策金融に関わることがある。また、EU加盟国として、欧州投資銀行（*European Investment Bank*：以下、EIB）がスペインの中小企業向け政策金融に関与している。

(1) ICO（スペイン金融公庫）による間接融資

ICOは、1971年に特別法に基づいて設置された、中小企業・地域開発・技術革新関連のプロジェクトへの資金供給を目的とする全額政府出資の政策金融機関である。

ICOは、中小企業に対して、民間の仲介金融機関を通じた低利な間接融資（*second floor loans*）を実施している。融資対象は投資額の50%から80%で、中小企業は不足分を仲介金融機関の融資によって調達することが一般的である。

ICOは、仲介金融機関の破綻リスクのみを負い、中小企業に対する融資のリスクは仲介金融機関が負う。このため、中小企業との交渉や融資の際の審査、担保設定、融資後の資金回収はすべて仲介金融機関が行う。すなわち、ICOは低利の原資を金融機関に供給し、その資金の配分や融資可否は金融機関の判断に基づく。

仲介金融機関は、中小企業に対して、低利に設定された金利での融資が義務づけられているため、間接融資の取り扱い自体は、仲介金融機関にとって大きな利益をもたらすものではない。一方、中小企業は市中金利を下回る水準で融資を利用できるため、ICOの間接融資に申し込みが殺到する状況にある。

ICOの間接融資の取り扱いにおける仲介金融機関のインセンティブは、ICOの間接融資では賄えない中小企業の投資額、つまり協調融資部分の20%から50%部分の資金ニーズを取り込めることにある。

ICOは、政府保証付きの債券発行のほか、EIBからの融資によって資金調達をしている。

(2) ENISA (技術革新会社) による資本参加型融資の実施

ENISA は、1982 年に設置された、直接融資の手段により中小企業の技術革新などを支援するほぼ政府 100%出資の政策金融機関であり、その業務は特別法によって規定されている。ENISA が採用する融資手法は、いわゆる劣後ローンである資本参加型融資である。ENISA は、劣後ローンを通じて、リスクが高い一方で高い成長が見込まれる中小企業に対して融資を行っている。

ENISA の融資件数は年間 30 件、年間融資額は 1,300 万ユーロ (約 18 億円) である (共に 2004 年承認ベース)。

ENISA は、中小企業から融資の申請を直接受ける。また、その後のモニタリングも直接行っている。

融資先に貸倒れが発生した場合の損失補填は、ENISA の収益の他、政府からの補助金によって賄われている。

(3) CERSA (再保証会社) による再保証

CERSA は、政府がほぼ 100%出資する中小企業向け融資の再保証機関であり、その業務は特別法によって規定されている。スペインでは、国内のほぼすべての州に SGR が設置されている。SGR は、中小企業向け融資の全部保証を行い、この SGR の保証に対して、CERSA は部分再保証を行っている。

CERSA の中小企業向け再保証額は、年間 4.1 億ユーロ (約 578 億円) (2004 年) である。

再保証は、SGR の 3 年以上の保証を対象としている。中小企業に対する SGR の保証額が、CERSA が設定した再保証限度額の範囲内にあるかぎり、原則としてすべて再保証に付される。

再保証の割合は、中小企業の規模や投資対象によって 30~75%と異なる。また、1 件あたりの再保証の限度額については、各 SGR の財務状況によって異なる。すなわち、財務状況のよい SGR であるほど、CERSA は 1 件あたりの再保証限度額を引き上げている。

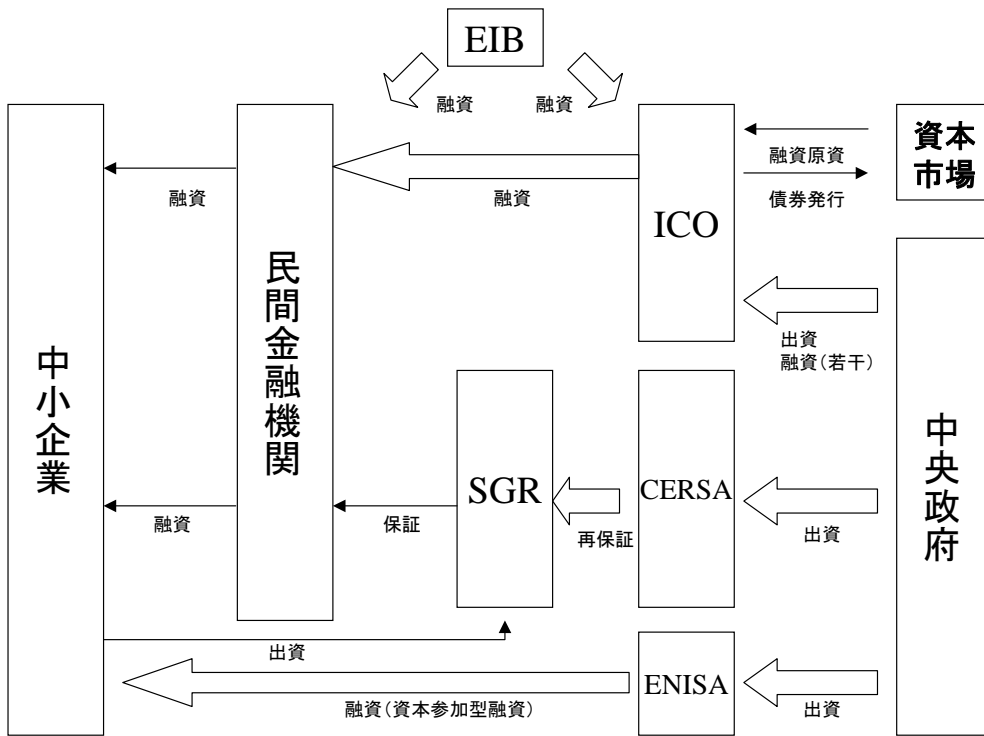
CERSA は再保証の際に、SGR や中小企業から手数料を一切請求しない。そのため、CERSA の収入源は、基金等の運用のみとなっている。

保証対象の中小企業がデフォルトした場合、再保証割合に基づいて、CERSA は SGR に対して補填を行う。この際発生する損失は、収益だけでなく、政府からの補助金によってもまかなわれている。

(4) EIB (欧州投資銀行) によるグローバル・ローン

EIB は、中小企業向けの資金提供のため、ICO やスペイン国内の民間金融機関に対して間接融資 (グローバル・ローン) を行っている。

図表 8 スペインの中小企業向け政策金融の全体像



2) 政策金融の残高、規模

中小企業向け政策金融の規模、すなわち ICO の間接融資残高、ENISA の直接融資残高、及び CERSA の再保証残高の合計（91.1 億ユーロ、約 1 兆 2,900 億円：2004 年）の GDP（8,373.2 億ユーロ、約 118 兆 616 億円：2004 年）に対する割合は 1.09%である。

このうち、ICO の間接融資残高（79.6 億ユーロ、約 1 兆 795 億円：2004 年）の GDP 比率は、0.90%である。次に、ENISA の直接融資残高（4,431 万ユーロ、約 63 億円：2004 年）の GDP 比率は、0.005%である。そして、CERSA の再保証残高（11.5 億ユーロ、約 1,620 億円：2004 年）の GDP 比率は、0.13%である。

3) 主要な政策金融機関

(1) ICO（スペイン金融公庫）

①ICO の目的

ICO は、経済財政省の管轄にある全額政府出資の政策金融機関である。ICO の主な目的は、スペインにおける富の再分配の促進と、社会・文化・イノベーション・環境の観点から優先的に実施されるべき経済活動を支援することである。

②ICO の機能

ICO は、スペインで設立された企業あるいはスペイン外部で活動するスペイン国籍企業への生産性向上に資する投資に、中期的あるいは長期的に融資している。ICO は、この機能を直接融資と間接融資の 2 つの手段で果たしている。

間接融資は中小企業向けが主で、仲介金融機関の審査能力や支店網を活用できる方法で実施され、「ICO 中小企業ライン」と呼ばれる融資は 1992 年から開始されている。

毎年政府（具体的には、経済問題政府代理委員会（CDGAE））によって ICO 中小企業ラインの総額が決定され、ICO はその総額の範囲内で、予め決められた貸出金利で仲介金融機関に対して融資している。仲介金融機関は、その融資をもとに、予め決められた貸出金利で中小企業に融資を行っている。

直接融資は、企業、政府機関及び政府関連企業が行う社会資本整備事業（エネルギー、交通、通信、技術革新、水道、環境など）などの国内大規模プロジェクトや、スペイン企業が関与する国外での大規模な投資に対して実施されており、中小企業の利用はほとんどない。直接融資全体の残高は 80.6 億ユーロ（2004 年）（約 1 兆 1,364 億円）で、ICO 全体の融資残高（185.7 億ユーロ：2004 年）（約 2 兆 6,182 億円）の約 43.4%を占める。

直接融資のプログラムである社会資本整備事業の最低融資額は 450 万ユーロ（約 6 億円）と設定されており、2004 年の実績は 9.5 億ユーロ（約 1,346 億円）であった。また、ICO の海外向け大規模融資（PROINVEX プログラム）においては、1 案件あたりの最低融資額は 600 万ユーロ（約 9 億円）であり、2004 年の融資実績は、5.2 億ユーロ（約 709 億円）であった。

ICO は、収支相償の原則にしたがって活動をする。また、民間の金融機関と協力して、民間金融機関がカバーしていない、あるいは部分的にしかカバーしていない領域で必要とされている融資に対応することを活動の原則とする。

③ICO の中小企業向け金融の仕組み

a 融資対象

ICO 中小企業ラインは、欧州委員会の中小企業の定義を満たす中小企業を対象とする。

b 融資条件

投資額の 70%を融資上限とする。

また、融資が 1 本であっても複数であっても、1 企業あたり 1 年につき 150 万ユーロ（約 2 億円）が融資限度額として定められている。

この他に、つぎの条件がある。

－融資対象は固定資産への投資であること。ただし、IT の活用のような、中小企業の技術革新あるいは近代化に関するものである場合は、固定資産への投資以外も対象となる

－融資対象が、固定資産以外の投資を含む場合、これが融資の融資額の 50%を上回らないこと

－融資対象が、不動産への投資を含む場合、これが融資額の 80%を上回らないこと

－融資対象が、免許、ライセンス、フランチャイズなどの、技術革新とは関係しない無形資産への投資を含む場合には、これが融資額の 50%を上回らないこと

－新たに創業される企業に対しては、設立費用を対象とした融資は可能である。ただし、融資額の 20%を上回らないこと

－いずれの場合にも、融資で得た資金を返済条件の変更や旧債の返済、及び税金の支払に充ててはならない

c ICO の中小企業向け間接融資の実施手順

ICO 中小企業ラインの具体的な実施手順はつぎのとおりである。

まず金融機関（銀行、貯蓄金庫、信用組合、その他金融機関（リース会社等））は、ICO 中小企業ラインの取り扱いを ICO に申請する。ICO は、申請した金融機関を審査し、金融機関ごとにその健全性、規模等に基づいて融資枠を設定する。融資枠は、金融機関の意思に関係なく、ICO が一方的に決める⁴。融資枠が設定される際に、ICO と金融機関は同意書を交わす。2005 年においては、このようにして 70 の仲介金融機関が選定されている。

⁴ ICO ヒアリングによる。

例年、ICO 中小企業ラインの融資が実施されるのは、2月1日である。そのタイミングより前に、仲介金融機関は自らの融資枠を念頭に、ダイレクトメールや直接連絡により、中小企業に対してICOラインの利用促進活動を実施する。同時に、ICO自身も、メディアを通じて中小企業ラインの宣伝・広告を行う。

例年2月1日のICO中小企業ラインの申し込み受付開始日以降、中小企業は仲介金融機関にICO中小企業ラインの申し込みをする。申し込まれた案件に対して、各仲介金融機関が審査を行う。

審査が終了し、仲介金融機関が中小企業と融資契約を交わすと、インターネットを通じて審査証明レポート（ペーパー1枚程度。銀行責任者と公証人のサイン付き）がICOに送られる。ICO中小企業ラインの資金がどの程度使われたかについては、15日ごとにICOが集計している。

d ICO 中小企業ラインの貸出金利

ICO 中小企業ラインにおいて、仲介金融機関は、ルールに基づき設定された貸出金利で融資を行うことが求められている。

2005年に実施されたICO中小企業ラインの金利は、図表9のとおりである。銀行の利ざやが0.75%であり、銀行プロパー融資よりは利ざやが小さいとみられる。また、中小企業は、銀行のプロパー融資の金利より1%程度低く調達可能とみられる⁵。

仲介金融機関は、定められた貸出金利以外に、リスクプレミアムなどを勘案して独自に金利を上げることと、手数料を設定することは許されていない。

なお、貸出金利の決定時期は、固定金利の場合は、融資が決定された15日後の金利で決められる。変動金利は、EURIBOR6ヵ月ものに基づき、ICOにより半年毎に見直される。

⁵ ICO ヒアリングによる。

図表 9 ICO 中小企業ライン（2005 年）の貸出金利

ICO から仲介金融機関への貸出金利	(固定金利) EURIBOR6 ヲ月物-0.35%
仲介金融機関から中小企業への貸出金利	(固定金利) EURIBOR6 ヲ月物+0.40% (変動金利) EURIBOR6 ヲ月物+0.40%+手数料 0.025%
貸出金利の決定時期	(固定金利) 融資が決定された 15 日後の金利で決められる (変動金利) EURIBOR6 ヲ月物に基づき半年毎に見直される

出所 ICO ウェブサイト及び ICO における現地ヒアリングに基づく

e 融資期間

ICO 中小企業ラインの借り手の中小企業は、融資期間を 7 年まで設定することができる。また、元本の支払開始まで、最長 2 年間の「返済猶予期間」を設定することも可能である。

図表 10 は、2005 年に実施された ICO 中小企業ラインの融資期間及び返済猶予期間別の利息である。

図表 10 ICO 中小企業ライン（2005 年）の融資期間別利息

融資期間別固定融資の種類	返済猶予期間	利息
固定 3 年	なし	2.931
固定 5 年	なし	3.168
固定 5 年	1 年	3.194
固定 7 年	なし	3.391
固定 7 年	2 年	3.449
変動金利 (半年毎に見直し)	—	2.641

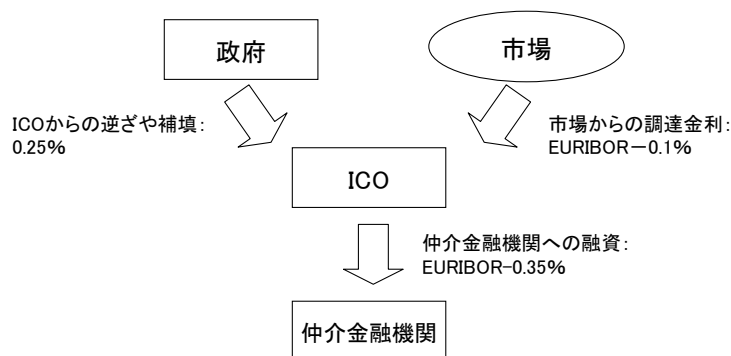
出所 ICO ウェブサイト

f 政府による逆ざや補填

ICO は、債券発行や EIB 等の金融機関から資金を調達するが、その際の調達コストが仲介金融機関への貸出金利を上回った場合、ICO はその差に対して、政府から補填を受けることができる。

たとえば、債券発行による調達利率が EURIBOR-0.1%で、ICO から民間金融機関への貸出利率が EURIBOR-0.35%であった場合、ICO はその逆ざやの 0.25%の補填を政府から受ける。

図表 11 逆ざや補填のイメージ



出所 NRI 作成

g 繰上償還コスト

全面的であれ部分的であれ、借り手は繰上償還を行うことは可能である。ただし、固定金利での融資を受けた場合、借り手は繰上償還コストを負担する必要がある。固定金利の融資については、借り手は返済額の2%を繰上償還コストとして支払う必要がある。

なお、変動金利での融資については、繰上償還コストは発生しない。

h 担保

中小企業への融資に対するリスクは仲介金融機関が負っているため、担保は申請した中小企業の支払能力や事業計画の実現性に依りて仲介金融機関の判断で設定される。担保としては、物的担保（不動産）、人的担保（第三者保証）があるが、SGRによる保証も担保として勘案される。すなわち、中小企業にとっては、SGRの保証とICO中小企業ラインの併用が可能である。

④ICOの組織

ICOは、1971年に設置された。監督官庁は経済財政省である。本部はマドリードにあり、支店は有していない。職員数は、2004年12月31日時点で283名である。

図表 12 ICOの従業員の内訳（2004年）

役員	15名
管理職	41名
職員	144名
事務職員	75名
補助的要員	8名
総計	283名

出所 ICOウェブサイト

⑤ICO の財務状況

ICO の資本金は 2004 年において 9.6 億ユーロ（約 1,352 億円）であり、全額を政府からの出資により得ている。

貸付金のうち、直接融資の規模は 78.4 億ユーロ（約 1 兆 1,053 億円）で、間接融資の規模は 100.5 億ユーロ（約 1 兆 4,175 億円）と、間接融資の規模が直接融資の規模より大きい。間接融資のうち中小企業向けの規模は、79.6 億ユーロ（約 1 兆 1,218 億円）であり、間接融資額全体の 79.1%を占めている。

資金調達については、債券発行が 164.4 億ユーロ（約 2 兆 3,173 億円）と負債総額の 69.3%を占めている。なお、ICO の債券発行には政府保証が付き、スペイン国債と同等の AAA の格付を各格付会社（Standard & Poor's、Fitch Ratings、及び Moody's）から得ている。債券発行以外には、金融機関借入金が 27.4 億ユーロ（約 3,862 億円）あるが、このうち 20.3 億ユーロ（約 2,858 億円）が EIB からの借り入れである。

図表 13 ICO の貸借対照表（2004 年）

単位:100万ユーロ

資産の部	
現金	20
貸付金	18,051
内 間接融資	10,053
内 直接融資	7,839
金融機関向け貸付及び預金	5,197
有価証券	829
有形資産	62
その他資産	322
未収収益	494
総資産	24,975
負債の部	
債券発行	16,435
金融機関借入金	2,739
国庫借入金	320
基金	1,278
引当金	2,336
その他の負債	433
未払い費用	170
負債合計	23,711
資本の部	
資本金	959
資本剰余金	248
当期末処分利益	57
資本の部合計	1,264
総資本	24,975

注 10 万ユーロ以下を切り上げて表示している

出所 ICO「Annual Report 2004」 p.98 及び p.148～149

収支については、受取利息が6.2億ユーロ（約879億円）、資金運用収益は9,102万ユーロ（約128億円）であった。2004年の当期純利益は5,737万ユーロ（約81億円）で、2,677万ユーロ（約38億円）の法人税を支払っている。

前述のとおり逆ざや補填の仕組みもあり、ICOは10年以上にわたって利益を出しつづけている。2001年及び2002年は大幅な特別利益の計上により業績が急激に伸びているが、2003年以降は元の水準に戻っている。

図表 14 ICO の損益計算書（2003年及び2004年）

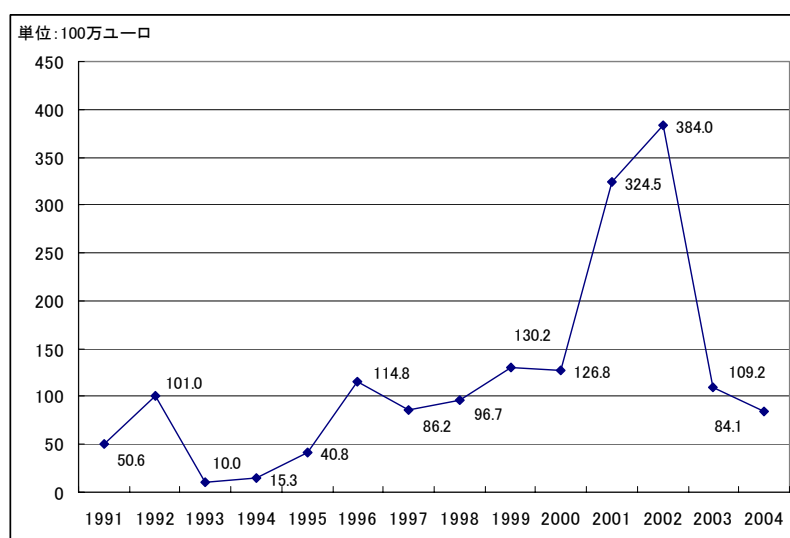
単位:1000ユーロ	2004年	2003年
受取利息	623,580	707,282
支払利息	(532,582)	(603,422)
有価証券利息配当金	20	20
資金運用収益	91,018	103,880
手数料収入	12,944	13,137
手数料支払	(2,951)	(3,553)
取引費用	(2,297)	(722)
経常利益	98,714	112,742
その他営業利益	955	973
一般管理費	(31,062)	(35,150)
減価償却費	(1,944)	(2,265)
営業利益	66,663	76,300
貸出金償却	(2,172)	(23,138)
特別利益	23,629	91,998
特別損失	(3,978)	(35,996)
税引前当期純利益	84,142	109,164
法人税	(26,771)	(9,367)
当期末処分利益	57,371	99,797

注1 100ユーロ以下を切り上げて表示している

注2 括弧内の数字はマイナスを意味する

出所 ICO「Annual Report 2004」 p.149

図表 15 ICO の税引前利益の推移



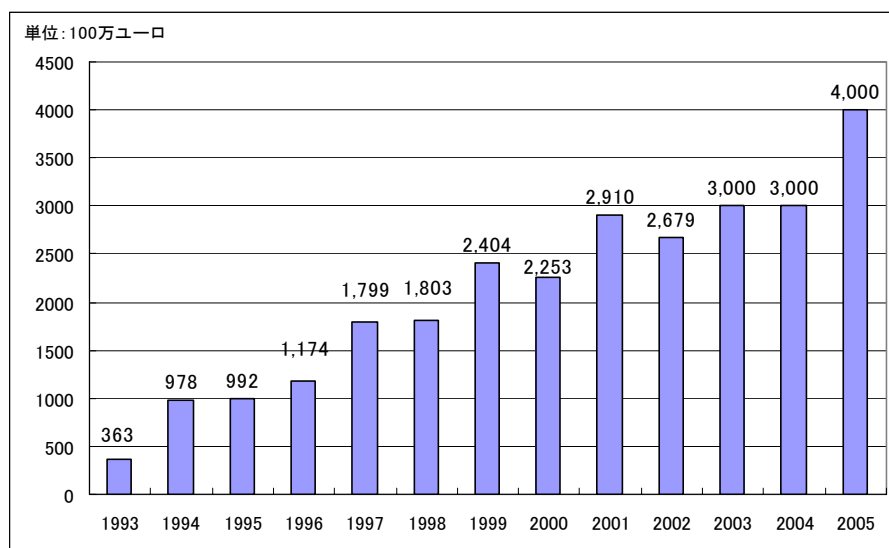
出所 ICO「Annual Report 2004」 p.101

⑥ICO の中小企業向け間接融資の実績

a 実績

ICO の中小企業向け間接融資は、その設立以来、増加傾向にある。制度が創設された翌年の 1993 年時点の貸出額と比べると、2005 年の融資額は 10 倍以上の規模である

図表 16 ICO 中小企業ラインの融資額の推移



出所 ICO「Annual Report 2004」 p.105

b 2005 年の実績

融資額の伸びにもみられるように、ICO の中小企業向け間接融資の人気は非常に高い。

2005 年は政府の認可のもと、総額で 30 億ユーロ（約 4,200 億円）の ICO 中小企業ラインが用意された。利用可能期間は同年の 2 月から 12 月末日までであったが、中小企業からの融資の申請が殺到し、2 月の解禁後わずか 1 ヶ月で 30 億ユーロの資金全てが利用された。

こうした状況に対応して、政府は同年 4 月から追加の 10 億ユーロ（約 1,400 億円）の融資を許可した。しかし、この分についても 1 ヶ月後の 5 月には、すべて仲介金融機関からの申請を受けて、2005 年分の ICO 中小企業ラインの融資は終了した。

2005 年の融資先の中小企業は 56,990 社（2005 年 2 月から 5 月までの実績）である。

⑦ICO による中小企業向け間接融資の政策効果

ICO は、2005 年 2 月から 5 月までの 4 ヶ月間の間接融資により、56,990 件の中小企業への融資が行われたとしている。この間の中小企業 1 社当たりの融資平均額は 7 万ユーロ（約 980 万円）であった。また、ICO は、この ICO 中小企業ラインにより、概算で 71.4 億ユーロ（約 9,989 億円）の投資が引き起こされ、10 万人の雇用の維持と創出を果たした

と公表している。

(2) ENISA (技術革新会社)

①ENISA の目的

ENISA は、資本参加型融資を特徴とする金融的手段により、中小企業を支援することを目的とするほぼ 100%政府出資の政策金融機関である。

②ENISA の機能

ENISA の機能は、資本参加型融資に限定されている。資本参加型融資は、1995 年から開始され、つぎの特徴を持っている。

- －原則無担保で、支払順位が他のどの無担保の債権者よりも低い (劣後ローン)
- －融資期間が 5 年から 10 年と長く、返済期限の 2 年前まで返済猶予期間がある (例：融資期間が 10 年だと 8 年間は利息のみの返済)
- －業績がよい融資先ほど、金利が高い
- －融資先の全取締役会に参加する (議決権はない)
- －将来の返済可能性を重視し、現在の業績が悪くても融資する

上記の特徴を持つため、ENISA からの資金は金融機関等から自己資本とほぼ同等とみなされる。つまり、ENISA は、資本参加型融資を通じて、中小企業の財務状況の改善を支援している。

特に ENISA は、中小企業の中でも、リスクが高い一方で高い成長が見込まれる中小企業に対して資本参加型融資を実施している。こうした企業は、成長のための資金を必要としていると同時にリスクが高いため、民間金融機関からの融資を得にくいからである。

資本参加型融資のプログラムは 3 種類用意されている。1 つは、中小企業全般に提供される一般ライン (Linea General)、もう 1 つは主に技術開発を行う中小企業向けの融資である技術ライン (Linea Empresas de Base Tecnológica (Linea EBT)) である。また、2005 年には、中小企業の技術開発以外の近代化や業務革新などを支援する融資である中小企業ライン (Linea PYME) が設けられた。

③ENISA の組織

ENISA の監督官庁は産業観光商業省である。

ENISA の出資者は、国家財務局 (Dirección General Del Patrimonio Del Estado : 以下、DGPE)、産業技術開発センター (Centro para el Desarrollo Tecnológico Industrial : 以下、CDTI)、エネルギー節約・多様化協会 (Instituto para la Diversificación y Ahorro de la Energía : 以下、IDEA) である。

CDTI 及び IDEA とも、政府機関であるため、ENISA は実質政府出資 100%の機関であるといえる。

図表 17 ENISA の出資元、出資額、及び割合

出資元	出資額 (1,000 ユーロ)	割合
国家財務局 (DGPE)	33,368	90.83
産業技術開発センター (CDTI)	3,186	8.67
エネルギー節約・多様化協会 (IDEA)	182	0.50
合計	36,737	100.0

出所 中小企業政策局報告書 (2003 年)

ENISA は本部をマドリードに設置している。支店は有していない。職員数は 2004 年 12 月末時点で 14 名である。このうち、役員が 4 名、専門職が 6 名、事務職が 4 名である。

④ENISA の財務状況

ENISA の資本金は 2004 年において 3,674 万ユーロ (約 52 億円) である。また、資産規模は 8,728 万ユーロ (約 123 億円) である。資産のほとんどは、受取債権及び有価証券である。資金調達面については、銀行借入れを含む長期債務が 4,636 万ユーロ (約 65 億円) となっている。

図表 18 ENISA の貸借対照表 (2004 年)

単位: 1,000ユーロ

資産の部	
固定資産	38,781
内 設立費用	15
内 無形資産	49
内 有形資産	43
内 金融資産	3,914
内 受取債権	34,759
流動資産	48,494
内 受取債権	6,375
内 有価証券	34,926
内 流動資産	7,194
総資産	87,276
負債の部	
引当金	400
長期負債	46,355
短期負債	196
負債合計	46,951
資本の部	
資本金	36,737
資本剰余金	2,903
当期未処分利益	684
資本の部合計	40,324
総資本	87,276

注 100 ユーロ以下を切り上げて表示している
出所 ENISA 「Informe Annual 2004」 p.32

ENISA の収支をみると、収入のうち金融活動による収益（資金運用収益）が約 66%、補助金が約 33%で、補助金の位置づけが大きい。税引前利益は 34 万ユーロ（約 0.5 億円）であるため、90 万ユーロ（約 1.3 億円）の補助金がなければ大幅な赤字を余儀なくされる。ICO と同様、ENISA についても法人税を支払っている。

図表 19 ENISA の損益計算書（2003 年及び 2004 年）

単位:1,000ユーロ	2004年	2003年
資金運用収益	1,821	1,645
補助金	902	884
雑収入	46	50
人件費	(950)	(850)
減価償却費	(56)	(51)
貸出金償却	(1,769)	(17)
雑支出	(477)	(411)
営業利益	-485	1,249
その他受取利息	714	583
経常利益	229	1,833
貸倒引当金戻入	115	-
貸倒引当金繰入	-	(233)
特別損失	-	(3)
繰越益	-	13
繰越損	(2)	-
税引前当期純利益	342	1,609
法人税	(113)	(549)
法人税等調整額	454	-
当期末処分利益	684	1,059

注1 100 ユーロ以下を切り上げて表示している

注2 括弧内の数字はマイナスを意味する

出所 ENISA 「Informe Annual 2004」 p.33

⑤ENISA の中小企業向け金融の仕組み

a 融資対象

資本参加型融資の対象は中小企業に限定されている。中小企業の定義は、ICO と同じく従業員数 250 人未満等の欧州委員会の定義を採用している。

b 融資条件

融資対象は、中小企業であることに加え、つぎの条件を満たすことが求められる。

- －投資の主要目的が不動産や金融取引ではないこと
- －健全な財務状況であること
- －主導的株主や経営者が予め経営の経験があるか、あるいは適切な事業計画を持っていること
- －監査済み財務諸表があること

また、融資総額が、15 万ユーロ（技術ラインの場合）（約 0.2 億円）ないし 30 万ユーロ

(一般ラインの場合) (約 0.4 億円) から 90 万ユーロ (約 1.3 億円) の間となることが定められている。

c ENISA の中小企業向け資本参加型融資の実施手順

資本参加型融資の利用を考えている企業は、ENISA に直接申請する。申請にあたっては、ENISA がウェブサイト上で、申請を考えている経営者向けに融資の対象となるかわかる自己診断プログラムを提供している。自己診断の項目は以下のとおり ENISA の融資条件を反映している。

図表 20 ENISA による融資申請者向け自己診断項目 (主な項目)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①会社は独立していて、他の会社には属していない②会社は、不動産業あるいは金融業とは違う分野に属している③財務諸表をすでに持っている、あるいはそれを持つ準備ができている④会社の競争力を高めるための事業計画を実施する準備がある⑤申請しようと考えている資金を上回る資産を取得するつもりである⑥資本参加型融資とは別の資金調達源にもアクセスする準備がある |
|---|

出所 ENISA ウェブサイト

自己診断を経るなどして、ENISA への融資の申請条件を満たすと判断した経営者は、ENISA に申請を行う。申請の際には、企業の基本情報、事業内容、財務情報、そして事業計画といった書類を提出する。

審査は、提出された事業計画などの各種書類をもとに、ENISA の審査担当職員が直接実施する。審査担当職員は、事業計画等の書類の分析に加え、経営者との面接や、企業への訪問を行う。審査担当職員の検討が済んだのちは、ENISA 内の審査委員会で検討を行う。委員会を経たのちに、ENISA の取締役会議にかけられる。審査時間は、案件によるものの、事業計画提出から取締役会議までおよそ 2 ヶ月程度である⁶。

融資後、融資対象企業に会計監査済み決算書の提出を求めている。また、融資対象企業的全取締役会等にも出席する。ただし、ENISA 側に議決権は一切ない。

経営が事業計画とおりにすすんでいない場合は、貸付金の回収や、利息部分の支払の延期という手段をとることができる⁷。

⁶ ENISA ヒアリングによる。

⁷ ENISA ヒアリングによる。

図表 21 ENISA への融資申請の際の提出資料

提出資料	資料の内容
①企業の基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業名と納税者番号 ・ 創立日 ・ 住所 ・ 企業活動の概要
②事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的変遷 ・ 株主 ・ 役員、従業員 ・ 提供するサービスや製品、その競争力 ・ 関連する技術 ・ ターゲットとしている市場 ・ 競争相手
③財務情報 (過去 3 年、現在、そして 翌年の予測)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高 ・ 税引前利益 ・ 固定資産 ・ 総資産 ・ 会計監査とその最新年度の見解
④事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請目的 ・ 技術革新の状況 ・ 必要な投資額 ・ 投資計画の概要 ・ 雇用への影響

出所 ENISA ウェブサイト

d 資本参加型融資の貸出金利

ENISA の資本参加型融資の貸出金利は、低利である点と、企業の収益性によって貸出金利が変動することを特徴としている。

中小企業は、変動金利と固定金利のいずれかを選択することができる。貸出金利は、EURIBOR6 ヶ月もの+0.25%~+0.50%が下限である。そして、企業の業績に応じて、最大 EURIBOR6 ヶ月もの+0.6%の貸出金利となる。

貸出金利に加えて、貸出時に手数料として、借り手は融資額の 0.5%を ENISA に支払う必要がある。

図表 22 ENISA の資本参加型融資の貸出金利等

下限金利	EURIBOR6 ヶ月+0.25~0.5%
上限金利	EURIBOR6 ヶ月+0.6%
期間対応金利	融資期間に応じて年 0.5%の金利がプラスされる。
手数料	融資金額の 0.5%

出所 ENISA パンフレット

e 融資総額

融資金額は、15 万ユーロ（約 0.2 億円）から 90 万ユーロ（約 1.3 億円）といった制限があるが、基本的には当該企業の資本金の同額を限度としている。このため、ENISA からの融資では資金が足りない場合は、その中小企業は民間金融機関から融資を受ける必要がある。

f 融資期間、返済猶予期間

融資期間は、5~10 年である。元金の返済をせずに利息のみを払う返済猶予期間は、返済期限の 2 年前まで設定が可能である。たとえば、融資期間が 8 年の場合は、6 年まで元金返済を猶予することができる。

g 不良債権比率と補填の仕組み

不良債権比率はおよそ 15%である⁸。不良債権処理の原資は、自己資金のほか監督官庁の補助金により補填している。

⁸ ENISA ヒアリングによる。

h 繰上償還コスト

繰上償還の手数料は、返済された金額の2%に設定されている。

i 担保

原則無担保である。担保を取るケースは、全体の5%程度である⁹。審査にあたっては、担保よりも、将来の成長性、経営者の経験、そして事業計画が重視されている。

⑥ENISAの中小企業向け資本参加型融資の実績

融資実績は、ENISA及び産業観光商業省内の中小企業政策局（Dirección General de Política de la PYME：以下、DGPYME）がそれぞれの年次報告書においてとりまとめている。

1995年から2004年までのENISAの資本参加型融資の実績は件数（承認ベース）が132件、融資額（承認ベース）が6,924万ユーロ（約97.6億円）である。

2004年までの融資額の一般ライン及び技術ラインを合わせた平均は、54万ユーロ（0.8億円）である。

2004年までの平均融資期間（一般ライン及び技術ラインを合わせた平均）は、6.3年であり、比較的長期である。同じく平均支払猶予期間は、4.2年である。

図表 23 資本参加型融資の実績（1995年～2004年の累計）

単位：1,000ユーロ

	一般ライン	技術ライン	計
融資件数（承認ベース）	80	52	132
融資額（承認ベース）	47,287	21,950	69,237
平均額	594	446	543
平均融資期間（年）	6.7	5.6	6.3
平均支払猶予期間（年）	4.3	4.0	4.2

出所 ENISA 年次報告書（2004年） p.9

融資実績は増加傾向にある。融資件数は、1995年から1997年までの合計が12件であったが、2004年は年間30件まで増加している。なお、2004年の申し込み件数は約300件であったため、融資申し込みの応諾率は約10%とわずかである。

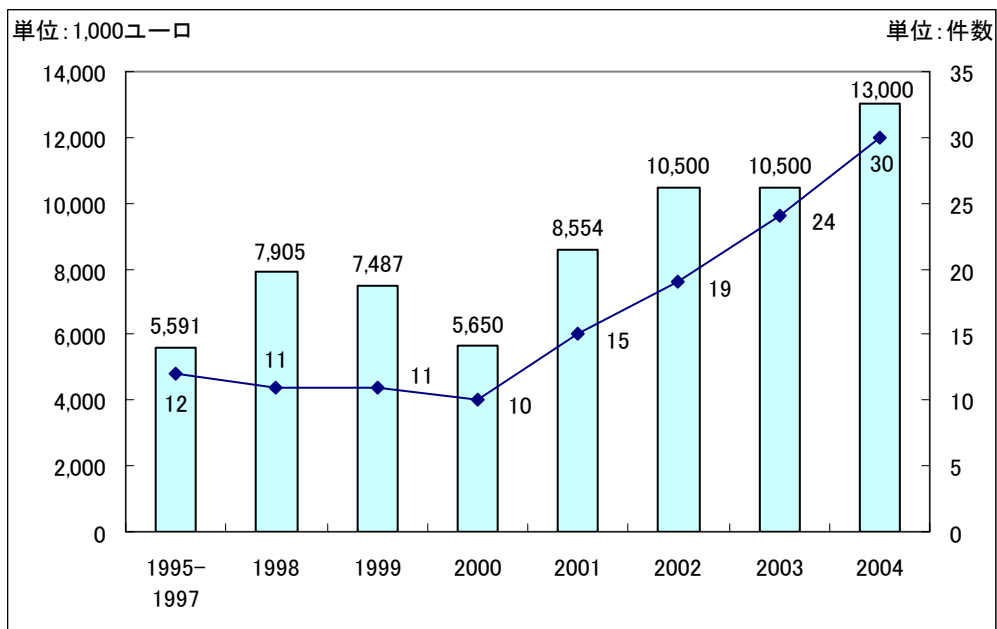
融資額も1995年から1997年までの2年間合計559万ユーロ（約6億円¹⁰）から、2004年は年間1,300万ユーロ（約18億円）に増えている。

⁹ ENISA ヒアリングによる。

¹⁰ レートは1999年12月末時点の円換算を使った。

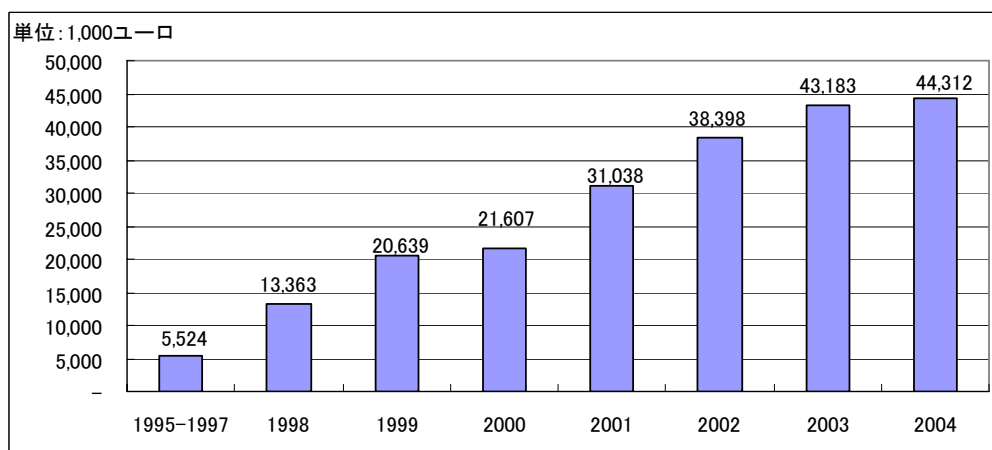
2004年の融資残高は4,431万ユーロ（約63億円）で、1997年から8倍に増えている。

図表 24 資本参加型融資の融資額（承認ベース）及び
融資件数（承認ベース）の推移（フロー）



出所 ENISA 年次報告書（2004年） p.10

図表 25 資本参加型融資の融資残高の推移



出所 ENISA 年次報告書（2004年） p.10

融資対象企業は、工業、生命科学、情報通信、情報技術といった分野の企業が多い。

図表 26 ENISA の資本参加型融資の対象分野 (1996 年から 2003 年)

単位：1,000 ユーロ

	企業数	% (数)	金額	% (金額)
農業、畜産、漁業	2	2.2	1,022	2.0
金属加工	15	16.3	9,376	17.9
製造業	41	44.6	25,508	48.7
エネルギー	1	1.1	900	1.7
卸・小売業	2	2.2	1,502	2.9
情報通信	8	8.7	5,103	9.8
情報技術	9	9.8	3,793	7.2
他のサービス	7	7.6	2,981	5.7
対面型サービス	3	3.3	902	1.7
バイオテクノロジー	4	4.3	1,250	2.4
合計	92	100.0	52,337	100.0

出所 中小企業政策局報告書 (2003 年)

従業員規模でみると、50 人未満の企業への融資が多い。

図表 27 ENISA の資本参加型融資の融資先の従業員規模 (1996 年から 2003 年)

単位：1,000 ユーロ

従業員数	企業数	% (数)	金額	% (金額)
0~9 人	11	12.0	5,544	10.6
10~49 人	41	44.6	21,024	40.2
50~99 人	21	22.8	13,025	24.9
100~250 人	19	20.7	12,744	24.3
合計	92	100.0	52,337	100.0

出所 中小企業政策局報告書 (2003 年)

融資先の設立年数は、全体の約3割が3年以下で、7年以上は約5割にとどまる。

図表 28 ENISA の資本参加型融資の融資先の設立年数（1996年から2003年）

単位：1,000 ユーロ

企業年数	企業数	% (数)	金額	% (金額)
0~3年	31	33.7	17,033	32.5
4~7年	16	17.4	9,161	17.5
7年以上	45	48.9	26,143	50.0
合計	92	100.0	52,337	100.0

出所 中小企業政策局報告書（2003年）

⑦ENISA による中小企業向け資本参加型融資の政策効果

ENISA による2003年の融資の効果として、875万ユーロ（約12億円）の融資（実行ベース）に対して、4,804万ユーロ（約65億円）の投資が誘引されたとしている。また、939名の雇用を維持し、新しく425人の雇用を創出したとしている。

図表 29 ENISA の資本参加型融資の効果（2003年）

単位：1,000 ユーロ

	合計
誘引された融資額	48,038
ENISA の融資額	8,750
維持された雇用（人）	939
創出された雇用（人）	425

出所 中小企業政策局報告書（2003年）

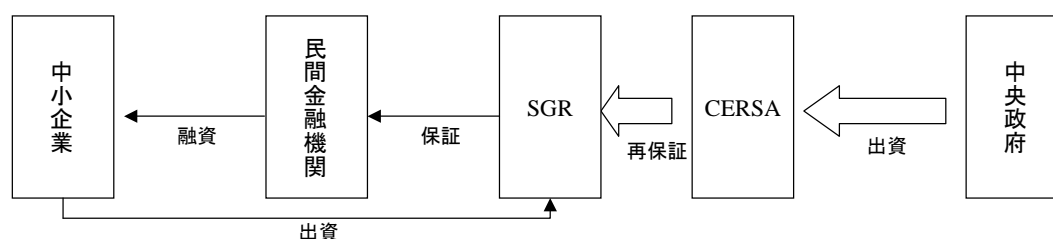
3. 保証制度の仕組み

1) 保証制度の概要

スペインの保証制度は、相互保証協会（SGR）及び再保証会社（CERSA）によって形成されている。SGRは、保証先の中小企業や商工会議所等から出資を受けて設置された非営利の相互保証機関であり、その資金や中小企業から得た保証手数料等をもとに民間金融機関による中小企業向け融資の保証を行う。SGRの保証割合は常に100%の全部保証である。

このSGRの保証に対して、CERSAは30～75%の部分再保証を行っている。CERSAはほぼ100%政府出資の法人である。CERSAはSGRから保証料を得ることはない。CERSAは資金運用による収入に加えて、政府からの補助金により運営されている。

図表 30 スペインの保証制度のイメージ



2) 相互保証制度

(1) 相互保証の仕組み

スペインの中小企業金融は、相互保証機関による民間金融機関向けの保証制度が発達している。相互保証機関とは、中小企業の経営者団体、商工会議所が中心になって創設した自主的な債権管理機構¹¹で、スペインではSGRが相互保証機関に該当する。

SGRの業務は、1994年に制定された特別法により法的に規定されているが、特別法の制定以前から、SGRによっては1980年頃からスペインにおいて保証業務を行っている¹²。

SGRは国内に22設置されている。そのうちの20は、スペインの各州に置かれ、州内に限定して保証業務を行っている。なお、州のうち、カスティーリャラマンチャ及びリオハにおいては、SGRが置かれていない。

また、例外的に州を超えて特定のセクターを中心に保証業務を行っているSGRもある。具体的には、「トランスアバルSGR」は交通セクターを中心に、「金融と金融サービスSGR」はカジノなどのゲームセクターを中心に保証を行っている。

SGRの上位団体として、相互保証協会連合会（Confederación Española de Sociedades de Garantía Recíproca：以下、CESGAR）が設置されている。CESGARの目的は、SGRによる保証の促進、加盟協会への助言、利益の代表などである。

¹¹ 根本忠宣「欧米にみる中小企業向け公的金融の実態と課題」の定義に基づく。

¹² アバルマドリードSGR「Informe Anual 2004」による。

図表 31 各州に設置されている SGR の名称

州名	SGR の名称
マドリード	<ul style="list-style-type: none"> ・アバルマドリード SGR ・トランスアバル SGR ・金融と金融サービス SGR
カスティーリャラマンチャ	※SGR は設置されていない
エクストレマドゥーラ	・エクストラバル SGR
バレンシア自治州	・バレンシア自治州 SGR
ムルシア	・ウンデムール SGR
アンダルシア	<ul style="list-style-type: none"> ・クレディアバル SGR ・アバルニオン SGR ・スラバル SGR
カスティーリャレオン	・イベルアバル SGR
ガリシア	<ul style="list-style-type: none"> ・ソガルポ SGR ・アフィガル SGR
アストゥーリアス	・アストゥルガール SGR
カンタブリア	・ソガルカ SGR
バスク	<ul style="list-style-type: none"> ・エルカルヒ SGR ・オイナーリ SGR
リオハ	※SGR は設置されていない
ナバーラ	・ソナガール SGR
アラゴン	・アラバル SGR
カタルーニャ	・カタルーニャ保証 SGR
カナリア諸島	<ul style="list-style-type: none"> ・ソガルテ SGR ・ソガピメ SGR
バレアレス諸島 (マジョルカ島など)	・イスバ SGR

出所 CESGAR ウェブサイト

(2) SGR (相互保証協会)

①SGRの目的

SGRは中小企業向け融資に対する保証を目的とする、中小企業や商工会議所等からの出資による民間の非営利組織である。SGR自体は利益を得ることを目的とせず、SGRの活動を維持できるレベルで収益を追及している。

たとえば、マドリード州のSGRであるアバルマドリードSGR(1982年に設立)は、その目的を、中小企業が費用・期間の面からみてよりよい条件の融資を得られるように支援することで、中小企業の資金調達を改善することとしている¹³。

②SGRの職員数、出資元

各SGRの職員合計で450名である。一番大きなSGRでは90名程度、小さいSGRでは25名程度である¹⁴。

たとえば、アバルマドリードSGRの職員数は、2004年12月31日現在で28名である。うち、保証に関する審査を行う職員は9名である。

出資元は各SGRによって異なるが、アバルマドリードSGRについては以下のとおりである。

図表 32 アバルマドリードSGRの出資元、出資額、及び割合

単位：1,000ユーロ

出資元	出資額	割合
保証先中小企業	2,717	39.4%
マドリード開発公社※	1,714	24.8%
マドリード商工会議所	1,215	17.6%
マドリード信用金庫	1,206	17.5%
その他	50	0.7%
合計	6,902	100.0%

※ マドリード開発公社は、マドリード州の公営企業である

出所 アバルマドリードSGR「Informe Anual 2004」 p.20より作成

③SGRの財務状況

財務状況は、SGRによって大きく異なる。たとえば、アバルマドリードSGRの総資産は、3,277万ユーロ(約46億円)である。資金は、長期債務のほか出資により調達している。

¹³ アバルマドリードSGRパンフレットによる。

¹⁴ CESGARヒアリングによる。

図表 33 アバルマドリード SGR の貸借対照表 (2004 年)

単位:1,000ユーロ

資産の部	
出資金	205
固定資産	4,322
内 無形資産	20
内 有形資産	176
内 金融資産	4,126
流動資産	28,245
内 受取債権	1,361
内 有価証券	19,955
内 流動資産	6,921
内 調整	8
総資産	32,772
負債の部	
引当金	4,114
長期負債	20,451
短期負債	1,263
負債合計	25,828
資本の部	
資本金	6,902
資本剰余金	42
資本の部合計	6,944
総資本	32,772

注 100 ユーロ以下を切り上げて表示している

出所 アバルマドリード SGR 「Informe Anual 2004」 p.14 より作成

アバルマドリード SGR は、保証料及び準備金運用益を収入としている。貸倒引当金戻入による利益を勘案すると実質的に赤字体質となっている。

図表 34 アバルマドリード SGR の損益計算書 (2004 年及び 2003 年)

単位:1,000ユーロ	2004年	2003年
保証料等収入	869	893
その他の営業収入	71	100
人件費	(1,009)	(971)
減価償却費	(26)	(39)
求償権償却	(297)	(418)
雑支出	(504)	(718)
営業利益	-896	-1,153
有価証券等利息・配当金	603	664
その他受取利息	19	38
貸倒引当金戻入※1	148	-
貸倒引当金繰入※1	-	(140)
その他支出	(22)	(125)
経常利益	-148	-716
貸倒引当金戻入※2	543	834
特別利益	56	203
貸倒引当金繰入※2	(206)	(121)
動産不動産処分損	-	(2)
特別損失	(178)	(25)
繰越損	(67)	(173)
当期末処分利益	-	-

※1 この貸倒引当金は「金融引当金」と表現されている

※2 この貸倒引当金は「技術引当金」と表現されている

注1 100 ユーロ以下を切り上げて表示している

注2 括弧内の数字はマイナスを意味する

出所 アバルマドリード SGR 「Informe Anual 2004」 p.16 より作成

⑤ SGR の中小企業向け保証の仕組み

a 保証対象

SGR の保証の対象は欧州委員会が定義する中小企業のみである。

州ごとに設置された SGR は、その州内の中小企業を保証の対象とする。たとえば、アバルマドリード SGR は、マドリード州内の中小企業を保証の対象とする。

保証を申請することができる中小企業は、投資効果が見込まれる計画がありながら、十分な資金調達ができない会社だけでなく、資金調達は可能だが保証があればさらに有利な期間や金利を得ることができると思われる会社も含んでいる。

b 保証料、保証条件

中小企業が SGR の保証を受けるためには、SGR に対して出資し、SGR の会員となることが前提となる。出資額は、1 社あたり 100～500 ユーロである。出資額が低額な理由は、出資は会員となることの象徴的な意味合いに留まっているためである¹⁵。

保証を受ける際には、通常、中小企業は保証額の 0.5% から 1% を毎年支払いの保証料として払い、別途 0.1% から 0.5% の手数料を保証が終了したときに支払う。

なお、マドリードを含む 2 州については、政策の一環として州政府が中小企業に代わって保証料を負担している。

¹⁵ CESGAR ヒアリングによる。

SGR の保証割合は常に 100%である。なお、欧州主要国で全部保証を実施しているのはスペインだけである。

保証は、設備投資向けの融資だけでなく通常の運転資金、借換のための運転資金の融資についても対象となる。たとえば、アバルマドリード SGR が提供する保証プログラム「中小企業向けライン」は、有形固定資産及び無形固定資産への投資に加え、増加運転資金等も保証の対象となっている。

c SGR の中小企業向け保証の実施手順

中小企業が保証を受けるためには、SGR による審査を受ける必要がある。この審査は、定められたフォーマットの申請書に加え、2 年分の財務諸表等の資料を中小企業が SGR に提出することから始まる。銀行が SGR に申請書を提出することはなく、常に中小企業自らが SGR と折衝する。ただし、銀行は顧客の中小企業に SGR の保証を受けるようにアドバイスすることはある。

図表 35 アバルマドリード SGR における保証申請書の内容

①申請者に関する情報（住所や電話番号、メールや身分証明書の番号といった一般情報）
②希望する融資条件（金額、期間、手段、目的）
③技術に関する情報
④商品について（どの保証商品を選ぶか）
⑤保証を実行するにあたっての金融機関と支店の番号
⑥業種分類
⑦株主の情報（所有者、身分証明書の番号、金額、持ち株比率）
⑧関連会社との関係
⑨土地と建物の情報
⑩販売先と仕入先
⑪従業員に関する情報
⑫売上高・損益に関する時系列データ(3 年分)
⑬金融機関ごとの借り入れ、カードローン、リースの実績
⑭担保・保証人（連帯保証人、抵当、その他、なしの中から選択）

出所 アバルマドリード SGR 提供資料

図表 36 アバルマドリード SGR への必要提出書類

- ・保証申請書と身分証明書(個人版・企業版)のコピー
- ・会社設立と現状に関する書類
- ・最新の2年分のBSとPL
- ・ベンチャー企業の場合には、投資・資金調達計画と3年分の企業成績
- ・現時点でのBSとPL
- ・ローン、クレジット、リースの最近の残高証明

出所 アバルマドリード SGR 提供資料

保証可否の審査は、申請書をもとに、SGR の審査担当職員が実施する。1 件当たりの書類審査は 5~6 時間程度を要し、書類審査に加え、経営者への電話でのヒアリングや面接が実施される。アバルマドリード SGR では、おおむね 6 割の申請が審査の結果、保証を受けられる¹⁶。

d 保証付融資の貸出金利

SGR と民間金融機関は協定を結んでおり、SGR は 100%保証を実施する代わりに、民間金融機関は中小企業への貸出金利を低利にする必要がある。このため、中小企業は SGR の保証が得られれば、金融機関と金利等の条件交渉をしないですむ。

たとえば、アバルマドリード SGR の中小企業向けラインの保証付融資の貸出金利は EURIBOR+0.5%で、顧客向けパンフレットによると、おおよそ 2.8%になる。

e 保証限度額

1 件当たりの保証限度額は、各 SGR によって異なる。たとえば、アバルマドリード SGR が提供する中小企業向けラインの限度は 60 万ユーロ(約 8,400 万円)とされている。なお、2004 年において、全 SGR の保証実績の 79%が、1 件当たり 6 万ユーロ(約 840 万円)未満である。

f 保証期間

保証期間についても、各 SGR によって異なる。アバルマドリード SGR の中小企業向けラインは、保証期間の限度は 10 年間としている。なお、2004 年において、全 SGR の保証実績の 54%が 8 年以上の融資を対象としている。

¹⁶ アバルマドリード SGR ヒアリングによる。

g 不良債権比率と補填の仕組み

SGR の回収不能案件は、2つのランクに分けられている。1つは支払延滞があり回収困難と考えられるもの、2つ目は完全に回収不能のものである。完全に回収不能の割合は約0.5%であり、回収困難は2%としている¹⁷。アバルマドリード SGR によれば、同 SGR の不良債権比率は0.8%である¹⁸。

貸倒れの補填は、担保の売却や保証人への請求により実施される。加えて、CERSA による再保証がある場合は、予め約束した再保証割合に基づき SGR は CERSA に補填を求める。

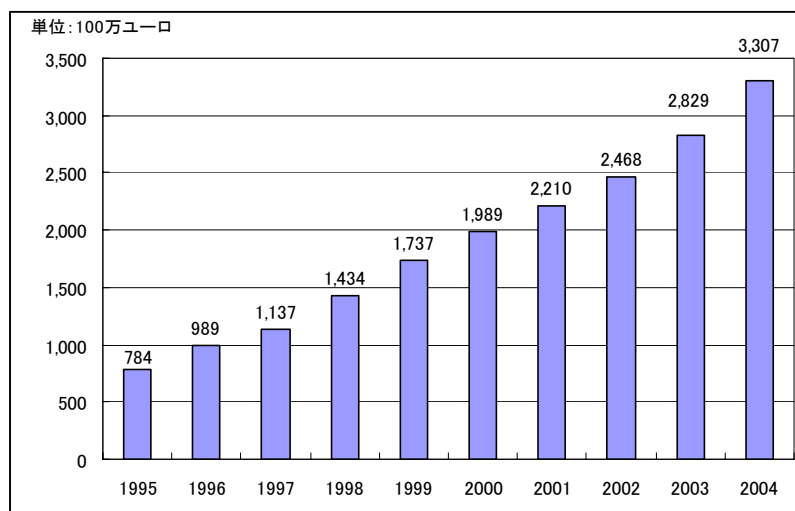
h 担保、保証人

SGR は、保証の実施の際に担保を設定することがある。アバルマドリード SGR においては、保証案件の約6割が不動産による担保を設定している。残りは無担保で、経営者や株主を保証人としている¹⁹。CERSA によると全体の3分の1が不動産による保全、3分の1が第3者保証による保全、3分の1が無担保・代表者の保証のみによる保全となっている。

⑥SGR の中小企業向け保証の実績

SGR の保証残高は増加傾向にある。全 SGR による保証実績は、1995 年時点では 7.8 億ユーロ（約 808 億円²⁰）であったが、2004 年時点では 33.1 億ユーロ（約 4,664 億円）まで増加している。年平均では、17.5%と高い伸びとなる。

図表 37 全 SGR による保証付融資残高の推移



出所 CESGAR ウェブサイトより作成

¹⁷ CESGAR でのヒアリングによる。

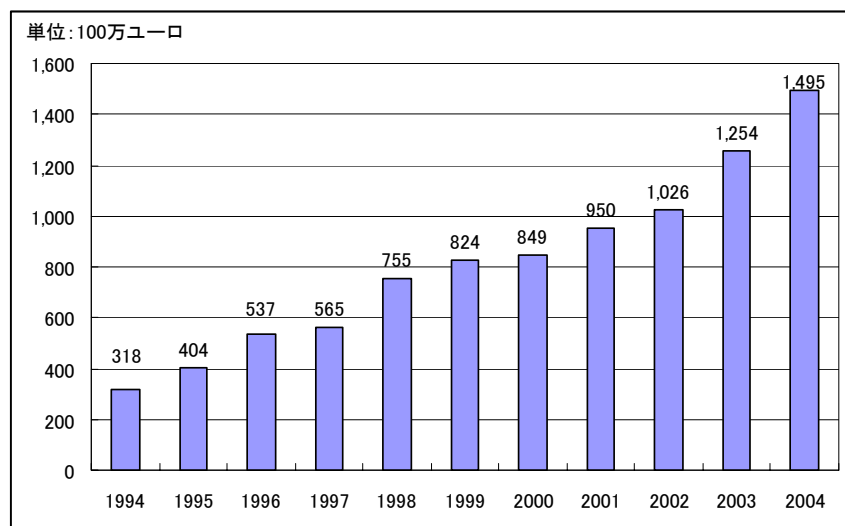
¹⁸ アバルマドリード SGR ヒアリングによる。

¹⁹ アバルマドリード SGR ヒアリングによる。

²⁰ レートは 1999 年 12 月末時点の円換算を使った。

新規保証額の推移からみても、保証額は増加傾向にあることがわかる。

図表 38 全 SGR による新規保証額の推移



出所 CESGAR ウェブサイトより作成

保証対象の中小企業向け融資残高を業種別にみると、金額ベースで「サービス業」が全体の 37%、次いで「製造業」が 28%となっている。

図表 39 全 SGR による保証件数及び保証対象融資残高 (業種別)

単位：100 万ユーロ

業種	2004 年実績			
	件数	%(件数)	金額	%(金額)
1 次産業	1,810	2%	91	3%
製造業	13,140	17%	932	28%
建設業	23,454	30%	537	16%
サービス業	28,897	37%	1,219	37%
卸・小売業	10,487	14%	526	16%
合計	77,788	100%	3,307	100%

出所 CESGAR ウェブサイト

保証期間別に保証対象の融資残高をみると、8年超が件数ベースで全体の54%を占めている。

図表 40 全 SGR による保証件数及び保証対象融資残高（保証期間別）

単位：100 万ユーロ

保証期間	2004 年実績			
	件数	% (件数)	金額	% (金額)
1 年未満	3,223	4%	95	3%
1～3 年	13,778	18%	521	16%
3～5 年	6,739	9%	288	9%
5～8 年	12,828	16%	611	18%
8 年超	41,220	53%	1,789	54%
合計	77,788	100%	3,307	100%

出所 CESGAR ウェブサイト

保証額別に保証対象融資残高をみると、小口の 7 万ユーロ（約 0.1 億円）未満が、件数ベースで全体の 79%を占めている。

図表 41 全 SGR による保証件数及び保証が行われた保証対象融資残高（保証額別）

単位：100 万ユーロ

保証額	2004 年実績			
	件数	% (件数)	金額	% (金額)
6 万 6,000 ユーロ未満	61,829	79%	816	25%
6 万 6,000 ユーロ～126 万ユーロ	6,668	9%	457	14%
126 万ユーロ～186 万ユーロ	3,688	5%	421	13%
186 万ユーロ～300 万ユーロ	2,535	3%	431	13%
300 万ユーロ超	3,068	4%	1,181	36%
合計	77,788	100%	3,307	100%

出所 CESGAR ウェブサイト

保証を受けた中小企業の売上高別に保証対象の融資残高をみると、30万ユーロ（約0.4億円）未満の企業が、金額ベースで全体の30%を占めている。

図表 42 全 SGR による保証対象融資残高（中小企業の売上高別）

単位：100万ユーロ

売上高	2004年実績	
	金額	%
30万ユーロ未満	980	30%
30万ユーロ～150万ユーロ	767	23%
150万ユーロ～600万ユーロ	769	23%
600万ユーロ超	789	24%
合計	3,307	100%

出所 CESGAR ウェブサイト

従業員数別にみると、10人以下の企業が金額ベースで全体の48%を占めている。

図表 43 全 SGR による保証対象融資残高（従業員数別）

単位：100万ユーロ

従業員数	2004	
	金額	%
1～10人	1,580	48%
11～25人	623	19%
26～50人	425	13%
51人～	677	20%
合計	3,307	100%

出所 CESGAR ウェブサイト

⑦SGRによる中小企業向け保証の政策効果

CESGARによれば、1978年から2002年の期間中、6万3,793社の中小企業がSGRの保証を受けた。またSGRにより累計で77.4億ユーロ（約9,752億円）が保証され、これらの保証により、44万人にあたる雇用の創出・維持がなされた。

SGRの恩恵を受けた企業のおよそ80%が、従業員50人未満の小規模企業で、1995年に相互保証制度を利用した企業の平均従業員数は5人である等、小規模の企業に対する効果が大きい。

図表 44 SGR の政策効果 (2002 年時点)

SGR の保証を受けた中小企業の延べ数	6 万 3,793 社
SGR による保証額の累計	77 億 3,950 万ユーロ
保証を受けた中小企業の特徴	80%が従業員 50 人未満の小規模企業
保証対象の融資の期間	90%が長期の融資 (3 年以上) そのうち 56%が 8 年以上の融資
保証により創出ないし維持された雇用者数	43 万 5,520 人
保証により誘引された融資額	100 億 5,500 万ユーロ

出所 CESGAR ウェブサイト

3) 再保証制度

(1) 再保証の仕組み

CERSA は SGR が中小企業に供与する保証をさらに補完する国の再保証機関である。

中小企業が融資を受けた銀行に対して債務不履行に陥り、SGR がこれに代わって銀行に弁済する場合、SGR は CERSA と交わした契約に基づく分担比相当額を CERSA に求償する。

なお、スペインの再保証の仕組みは、我が国の保証制度を参考に制度化されたとのことである²¹。

(2) CERSA (再保証会社)

①CERSA の目的

CERSA は、資金調達に関して困難性に直面している中小企業を支援することを目的としている。支援の手段として、SGR が行う保証に対して再保証する。

②CERSA の機能

CERSA は融資を行わず、再保証のみを実施する。

CERSA は再保証制度の原則として、つぎの 5 点を挙げている。①付加的であること（保証があれば資金調達できる中小企業を対象とする）、②より小さい企業のニーズに応えること、③SGR の効率性を保つこと、④部分再保証であること、⑤EU のルールに準拠すること（デミニミス条項²²）である。

また CERSA の保証は、①3 年以上の長期保証、②再保証料は無料、③SGR からの申請は自動的に承諾すること（原則形式要件以外のチェックはしない）、④最大 63 万ユーロ（約 8,750 万円）の再保証額の 4 点を特徴とする。

③CERSA の組織

CERSA には支店がなく、マドリードに本部のみを置く。CERSA には、5 人の審査担当職員がいる。ただし、CERSA の職員はこの 5 人を含む総計 7 人のみである。

CERSA は経済財政省の国有財産局、ICO、そして SGR などから出資を得ている。このうち、国有財産局は政府機関、そして ICO は政府の 100%出資であることから、CERSA はほぼ政府の全額出資に近い形態にあるといえる。

²¹ CERSA ヒアリングによる。

²² EU 内の競争を阻害しないことを目的とした、中小企業に対する加盟国の援助の制限に関するルール（欧州委員会が規定）。

図表 45 CERSA の出資主体

出資主体	出資割合
国有財産局（経済財政省の部局）	70.80%
スペイン金融公庫（ICO）	23.00%
相互保証協会（SGR）	3.13%
BBVA（メガバンク）グループ	2.66%
その他	0.41%

出所 CERSA ウェブサイト

④CERSA の財務状況

2004 年において、CERSA の総資産は 1 億 5,445 万ユーロ（約 218 億円）である。資本金は 4,889 万ユーロ（約 69 億円）である。負債の大部分を引当金（8,559 万ユーロ）（約 121 億円）が占めている。

図表 46 CERSA の貸借対照表（2004 年）

単位：1,000ユーロ

資産の部	
固定資産	2,653
内 無形資産	27
内 有形資産	25
内 金融資産	2,602
流動資産	151,795
内 受取債権	7,517
内 有価証券	144,130
内 流動資産	132
内 調整	17
総資産	154,448
負債の部	
引当金	85,558
長期債務	9,999
短期債務	9,779
負債合計	105,336
資本の部	
資本金	48,888
資本剰余金	225
資本の部合計	49,113
総資本	154,448

注 100 ユーロ以下を切り上げて表示している
出所 CERSA 「Informe Anual 2004」 p.15

CERSA の収支は、図表 47 のとおりである。収入は、再保証料による事業収入はなく、基金の運用益が主となっている。人件費や貸倒損失等の費用が収入を上回るため、基本的

に赤字体質である。ただし、政府からの補填を含むとみられる²³貸倒引当金戻入等によって収支相償となっている。

スペインの再保証制度は、再保証の手数料が無料となっていることから、費用、貸倒損失は政府が補填するというのが基本的なスキームである²⁴。

図表 47 CERSA の損益計算書 (2004 年及び 2003 年)

単位:1,000ユーロ	2004年	2003年
人件費	(502)	(463)
減価償却費	(28)	(28)
求償件償却	(2,668)	(1,615)
その他営業費用	(488)	(444)
営業利益	-3,686	-2,550
有価証券等利息・配当金	2,422	2,415
その他受取利息	11	7
貸倒引当金戻入※1	270	146
経常利益	-981	18
貸倒引当金戻入※2	4,800	3,811
特別利益	6	6
繰越利益	-	39
貸倒引当金繰入※2	(3,803)	(3,874)
特別損失	(22)	-
特別損益	-	-18
当期末処分利益	-	-

※1 この貸倒引当金は「金融引当金」と表現されている

※2 この貸倒引当金は「技術引当金」と表現されている

注1 100 ユーロ以下を切り上げて表示している

注2 括弧内の数字はマイナスを意味する

出所 CERSA 「Informe Anual 2004」 p.16

⑤CERSA の中小企業向け再保証の仕組み

a 再保証対象

CERSA の再保証対象は SGR である。SGR は、民間金融機関から通常の融資を受けるのが難しい中小企業に対して保証を行う。優良な中小企業であれば、銀行からスムーズに融資を受けられるため、SGR の保証や CERSA の再保証は必要ない。結果として、再保証額ベースで、CERSA の再保証対象の約 6 割は従業員 9 人以下の小企業向け保証に集中している。

b 再保証条件

CERSA の再保証割合（融資内容によって異なる）は 30～75% である。たとえば、技術開発関連の設備投資に係る融資については 75%、その他の固定資産投資に係る融資については 70% となっている。

また、中小企業の種類や規模によっても再保証割合は異なる。新規創業企業については、

²³ CERSA ヒアリングによる。

²⁴ CERSA ヒアリングによる。

70%～75%の再保証割合であるが、従業員が 101 人以上の中小企業については、技術開発関連以外の融資については 30%となる。

なお、2002 年の再保証割合の平均は 35%であった。

図表 48 CERSA の再保証割合

中小企業	固定資産		その他の資産
	技術開発関連	その他	
新規創業企業	75%	70%	70%
従業員が 100 人以下	75%	55%	30%
従業員が 101 人以上	75%	40%	30%

出所 CERSA ウェブサイト

c CERSA の中小企業向け再保証の実施手順

再保証の限度内であるかぎり、SGR から申請のあった案件については、定められた再保証割合に基づき、基本的には自動的に再保証が実施される。すなわち、CERSA は、1 つ 1 つの保証案件を審査しない。

ただし、SGR があまりにもリスクが高い案件を保証した場合や、3 年未満の短期融資などは再保証しない。

SGR は毎月 1 回、スペイン銀行（中央銀行）に回収不能債権の状況や財務諸表を送ることを義務づけられている。CERSA は、こうした情報をもとに SGR の経営を監督している。

d 再保証限度額

CERSA は、SGR の実績（代位弁済の多寡）にしたがって、案件 1 件あたりの再保証金額の上限を SGR ごとに設定している。

これにより、代位弁済の多い SGR は、相対的に低い金額までしか再保証を受けられない。再保証金額の上限は毎年見直され、2005 年においては最小限度額の SGR が 12 万 5,000 ユーロ（約 1,750 万円）で、最大限度額の SGR が 62 万 5,000 ユーロ（約 8,750 万円）となっている。各 SGR に対する再保証金額の上限額は、次のとおりである。

図表 49 SGR ごとに設定された 1 案件ごとの再保証限度額

単位：ユーロ

SGR 名	2005	2004	2003
A	625,000	625,000	625,000
B	625,000	625,000	625,000
C	500,000	500,000	500,000
D	435,000	435,000	435,000
E	435,000	435,000	435,000
F	400,000	400,000	400,000
G	400,000	400,000	400,000
H	400,000	400,000	400,000
I	400,000	400,000	400,000
J	400,000	400,000	400,000
K	375,000	375,000	375,000
L	375,000	375,000	375,000
M	325,000	325,000	325,000
N	250,000	250,000	250,000
O	250,000	250,000	250,000
P	250,000	250,000	250,000
Q	250,000	250,000	250,000
R	250,000	250,000	250,000
S	250,000	250,000	250,000
T	250,000	250,000	250,000
U	125,000	125,000	125,000
V	125,000	125,000	125,000
W	125,000	125,000	125,000

注 資料提供元の意向により、SGR の名称は A から W のいずれかとした
出所 CERSA 提供資料

e 不良債権比率と補填の仕組み

再保証を行った案件のうち、貸倒れが発生する割合は、およそ 4%である²⁵。政府からは、貸倒れ発生率を 3%に低減するよう求められている。

貸倒れの補填は、SGR が担保処分や保証人から回収した金額を再保証割合で按分したものが充当される。別途、政府からも補助金として補填が得られる。

²⁵ CERSA ヒアリングによる。

f 担保

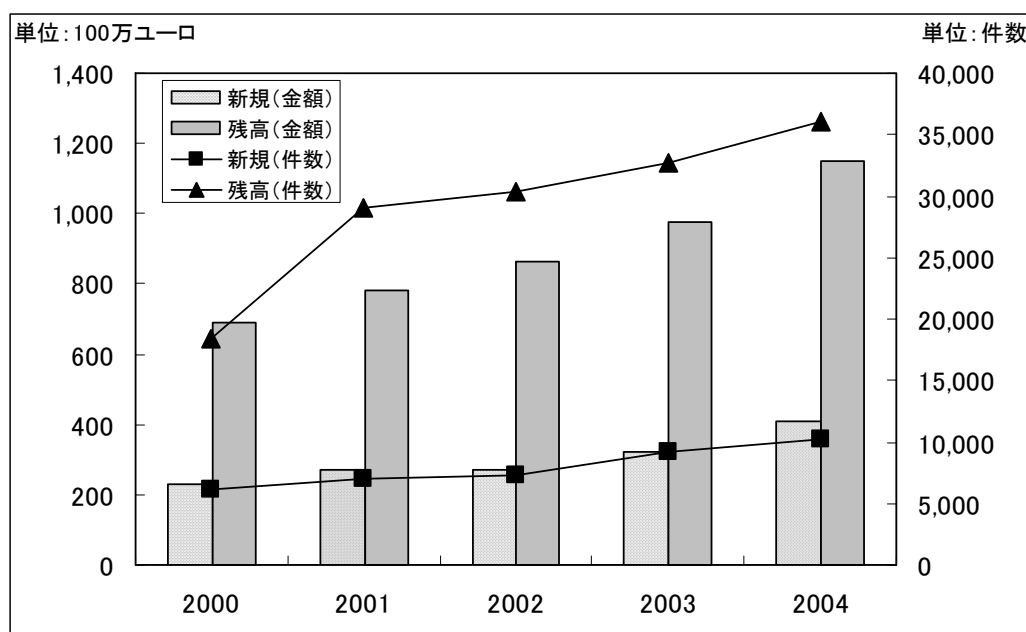
CERSA は再保証を行う際に、SGR の保証付融資を受ける中小企業から担保を別途要求しない。

ただし、CERSA は、SGR が設定した担保に対して、再保証をした割合と同じだけ回収する権利を持つ。たとえば、10万ユーロの融資案件で、担保価値が5,000ユーロ、そして再保証率が75%という案件においては、CERSA は5,000ユーロの担保のうち75%にあたる3,750ユーロを回収することができる。なお、担保処分による回収の役割はSGRが負う。

⑥CERSAによる中小企業向け再保証の実績

再保証は、新規及び残高ともに増加傾向にある。2000年の新規の再保証額は2.3億ユーロ（約248億円）であったが、2004年には4.1億ユーロ（約578億円）まで伸びている。また、残高についても、2000年の6.9億ユーロ（約743億円）から、2004年の11.5億ユーロ（約1,620億円）まで増加している。件数ベースでも、年間再保証件数及び再保証残高ともに増加傾向にある。

図表 50 CERSA の再保証金額（新規及び残高）及び件数の推移



出所 CERSA 「Informe Anual 2004」 p.51

2004年のCERSAの再保証額（新規）の実績をみると、金額ベースでは62,000～202,000ユーロ（約874～2,848万円）までの再保証実績がもっとも多い。ただし、件数ベースでは、マイクロクレジットの割合がもっとも高い。

図表 51 CERSA の再保証額（新規）（金額別：2004 年）

単位：100 万ユーロ

再保証の金額別	件数	再保証額
マイクロクレジット	3,139	36
6 万 2,000 ユーロまで	2,160	41
～20 万 2,000 ユーロまで	1,960	138
～40 万 2,000 ユーロまで	693	106
～60 万 2,000 ユーロまで	215	54
60 万 2,000 ユーロ超	130	37
合計	8,297	411

注 再保証額は 10 万ユーロ以下を切り上げて表示している
出所 CERSA 「Informe Anual 2004」 p.46

従業員数の観点からみると、従業員数が 9 人以下のマイクロ企業に対する再保証が 6 割を超える。また、50 人以下の企業は再保証対象全体の約 9 割を占める。

図表 52 CERSA の再保証実績（新規）（従業員数別：2004 年）

単位：100 万ユーロ

従業員数	企業数	再保証額
9 人以下	6,360	273
10～50 人	886	111
50～100 人	123	21
101 人以上	43	7
合計	7,412	411

注 再保証額は 10 万ユーロ以下を切り上げて表示している
出所 CERSA ウェブサイト

業種別にみると、サービス業に対する再保証が件数・金額ともにもっとも高く、次いで製造業、卸・小売業分野に対する再保証が多い。

図表 53 CERSA の再保証実績（新規）（業種別：2004 年）

単位：100 万ユーロ

国の経済活動区分	件数	再保証額
農業	843	28
製造業	1,660	119
建設業	820	28
卸・小売業	2,008	86
サービス業	2,966	151
合計	8,297	411

注 再保証額は 10 万ユーロ以下を切り上げて表示している
出所 CERSA ウェブサイト

4. 政策金融に対する意見、評価

現地での民間金融機関、中小企業及び CESGAR を対象とするヒアリングにより、政策金融機関に対する意見、評価を得た。

1) 民間金融機関からの意見、評価

ヒアリングを行ったスペイン 2 大メガバンクの 1 つであるサンタンデール銀行 (BSCH) は、ICO の間接融資に対する評価として、下記の点を挙げた。

- ・ ICO ラインを活用した融資はマージンが低く設定されているため、銀行にとって大きな利益はない。
- ・一方で、ICO ラインは市場でよく知られており、かつ実際に金利も低く魅力的な商品であるため、中小企業側の活用ニーズは強い。
- ・こうした状況を考えた際、利益率が低くとも、ICO ラインを活用した融資を行わないと、他の銀行に顧客を奪われてしまうことになるため、サンタンデール銀行としても積極的に ICO ラインを使った融資を展開している。
- ・つまり、ICO ラインは効率の面からみるといい商品ではないが、ICO の商品によって新規の企業を獲得するという意味ではよい。場合によっては、他の銀行から顧客を奪うツールとなる。これほど低い金利で融資を得られる商品はこれくらいで、信用力の低い企業であっても、当行の支店網を生かして顧客として獲得したい。
- ・ ICO ラインは人気が高いため、銀行としてはどの程度の融資枠を獲得するかが重要となる。

2) 中小企業からの意見、評価

ICO の間接融資を活用する中小企業に対してヒアリングを行った。同社は、2004 年の売上高が 1,400 万ユーロ (約 20 億円)、従業員数が 55 名の研磨剤の製造販売会社である。

同社は、ICO の間接融資に対する評価として、下記の点を挙げた。

- ・ ICO の間接融資については、毎日銀行とコンタクトをとっているため、銀行を通じてよく知っている。また、ICO 自らがテレビや新聞で ICO ラインの宣伝を、ICO ラインの融資開始時に頻繁に行うため、中小企業全般に ICO ラインの存在は知られていると聞いていいだろう。
- ・ ICO に対する要望としては、融資条件を緩和してもらえればそれにこしたことはないが、現在の ICO の条件も厳しいものではないことは理解しているため、その点は特に不満はない。

3) CESSGAR (相互保証協会連合会) からの意見、評価

SGR の上位団体である CESSGAR からは、ICO の間接融資に対する以下の批判が示された。

- ・ICO ラインの利用者は、政府の政策目標では融資を本当に必要としている中小企業でなければならない。しかしながら、現在では銀行が自らの優良顧客に優先的に ICO ラインを提供しているのが実情である。これでは公的資金を使う意味がない。

5. 政策金融の民業補完

スペインにおける政策金融の民業補完のあり方を次にまとめる。

1) ICO (スペイン金融公庫)

(1) 間接融資を通じた中小企業向け融資の量的補完

ICO は、間接融資を通じて、民間金融機関による中小企業向け融資が一定の規模となるよう支援している。支援規模は、年間で総額 40 億ユーロ (2005 年) (約 5,600 億円)、融資先の中小企業は 56,990 社 (2005 年 2 月から 5 月までの実績) と相応の規模を有する。

ただし、融資先に対するリスクは民間金融機関が負うため、民間金融機関は貸倒れリスクの低い優良先への融資を志向する可能性を含む。

(2) 低利の協調融資による民業補完

また、投資額の最大 70% までしか融資対象にしないため、ほとんどの融資が民間金融機関との協調融資となる。すなわち ICO は、協調融資全体のコーディネーターやリスクテイクを民間に任せつつ、中小企業には低利の資金を供給して設備投資を喚起することで民業を補完している。

2) ENISA (技術革新会社)

(1) 資本参加型融資によるリスクの高い成長企業への支援

ENISA は、高い成長が見込まれるものの、リスクが高く民間金融機関では融資しにくい中小企業に対して資本参加型融資を行っている。

融資実績 (件数) は、30 件 (2004 年) と少ないものの、取締役会への参加等長期的関与を前提とした支援を行っている。

3) CERSA (再保証会社)

(1) 政府のコスト負担による再保証の実施

CERSA は SGR に対して再保証に係る手数料を請求しないため、SGR はコストを負担することなく再保証を受けることができる。

(2) 政府による損失補填とリスクシェアリング

中小企業の貸倒れリスクを、SGR とシェアすることで、SGR の活動を促している。また、CERSA 自体は国の機関であるため破綻の恐れはほとんどないことから、CERSA による SGR への再保証債務はほぼ確実に履行される。そのため、SGR は安定して保証業務を実施することができる。

ただし、CERSA は手数料を徴求せず再保証にかかる事業収入がないため、常に発生する損失を政府が補填する仕組みになっている。

(3) SGR (相互保証協会) の実績に基づく案件あたり再保証限度額の設定

SGR の実績 (代位弁済の多寡) に基づいて、CERSA は SGR ごとに 1 件当たりの再保証限度額を設定している。これにより、CERSA は、SGR に対して過大なリスクをとることがないように規律づけをしている。

参考文献一覧

- ICO ウェブサイト、<http://www.ico.es/web/pages/principal>
- ENISA ウェブサイト、<http://www.enisa.es/>
- CERSA ウェブサイト、http://www.reafianzamiento.es/pag/cersa_principal.htm
- CESGAR ウェブサイト、<http://www.cesgar.es/index2.htm>
- DGPYME ウェブサイト、<http://www.ipyme.org/>
- ICO, Memoria ICO 2004
- ENISA, Informe Annual 2004
- CERSA, Informe Annual 2004
- Aval Madrid, Informe Annual 2004
- CESGAR, Informe SGR 2004
- El Pais, EL PAIS ANUARIO 2002
- 欧州委員会「2003年ヨーロッパ中小企業白書」（2004年）
- 根本忠宣「欧米にみる中小企業向け公的金融の実態と課題」（中小企業金融公庫勉強会資料）（2004年5月）

本調査は、中小企業金融公庫から委託を受けた榊野村総合研究所、当公庫総合研究所の研究顧問である中央大学根本忠宣教授及び当公庫総合研究所との共同調査研究という形で2005年度に実施したものである。

なお、本レポートは調査結果をもとに中小企業金融公庫総合研究所において一部編集を行った。

中小公庫レポート No.2005 - 10

発行日 2006年3月31日

発行者 中小企業金融公庫 総合研究所

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-8-2

電話 (03) 3270-1269

(禁 無断転載)